

就労支援B型事業所に対するアンケート調査 報告書



公益財団法人日本財団

目 次

第	1:	章	訓	査	の根	牙多	更																																		
	1	. 1	周星		目的	勺		,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	. 1	周星	 	実於	包札	焸	Ē	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2	章	訂	直	の糸	吉見	Ę																																		
	1	È	单約	℄集	計糸	吉見	ŧ																																		
		(1)	砉	よ礎	項目	1		,	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	2
		(2)	Ē	工業	所0	つ村	班更	巨儿	ح.	つ	ر ر	7	•	•																											6
					につ																																				
					費は																																				
					集記				`																																10
					階層				7	フ	隹	∌ ∔																													21
					類型																																				
					対は																																				
						\$ J	也牙	マナ	ָרוּ (/	Ц	\wedge	果	ŤΤ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
				回																																					
					語																																				
					部分																																				
		(3)	耳	文り	組み	ナス	ささ	Źŧ	爰(D	方	向	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	41
第	3	章	訓	間査	のま	ŧ	<u>-</u> &	5 6	<u>ب با</u>	今	後	の	課	題																											
					まと																																				
	2	. 4	今往	後の	課是	頁		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
資																																									
	誧	杏鴠	暨.															•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

完全参加と平等が障害者福祉の理念となって久しい。社会における障害者の存在そのものは当たり前となりつつあるが、その生活を支える経済的な視点では年金、生活保護による保障がその中心であり、働いて得る収入はごく一部に留まり、自立には程遠い状況である。

その現状を改善すべく 2006 年制定の障害者自立支援法より就労支援を施策の中心において各種取り組みを行い、一般就労においてその促進が図られるなど成果も見せている一方、企業への就労が叶わない重度障害者が利用する就労継続支援 B 型事業においては月額 15,000 円あまりと法以降も大きな進展がないまま推移している。法による整備が成果を生み出すためには、事業者自身の意識を向上させることが必須であると考えられるが、現状はそれぞれの自己努力に委ねられている現状である。

本調査は、これまで調査がされてこなかった事業者の取り組みの実情とその意識を調査し、事業者の自立心を阻む要因を明らかにするとともに、法改正、通達等行政上の必要な対応について提言を行うことを目的とする。

2. 調査の実施概要

評価対象事業及び事業の実施主体について、その概要を取りまとめる。

(1) 配布回収

郵送により調査依頼を行い、Webより調査票を回収

(2) 実施時期

平成 29 年 12 月 1 日 (金) ホームページでの回答受付開始 平成 29 年 12 月 22 日 (金) 当初締切 12 月 27 日 (水) 最終締切

(3) 配布数

WAMNET登録事業所数12,021 票宛先不明等による返送調査票数186 票有効配布母数11,835 票

(4) 配布回収

	回収数	無効票	有効回答数	回収率
Web回答	3,587 票	0 票	3,587 票	30.3%
Fax回答	130 票	0 票	130 票	1.0%
総数	3,717 票	0 票	3,717 票	31.3%

* 集計結果について

個別の集計結果において、各グラフのタイトルの横に括弧書きで示されている『SA』は「単数回答(シンググルアンサー)」、『MA』は「複数回答(マルチアンサー)」、『数値』は「実数の記述による回答」の設問であることを示し、nは母数を示している。また、MAのグラフにおけるパーセンテージは、母数に対する選択肢の回答者の割合を示す。

第2章 調査の結果

1. 単純集計結果

(1) 基礎項目

① 都道府県別事業所数

都道府県別に事業所数をみると、「北海道」272 事業所がもっとも多く、次いで「大阪府」245 事業所、「東京都」221 事業所、「兵庫県」215 事業所などが続き。これらの都道府県が上位を占める。また、概ね50前後の県が多数を占めるが、「香川県」0事業所や「山梨県」3事業所や「島根県」10事業所など極端に事業所が少ない県もみられる。

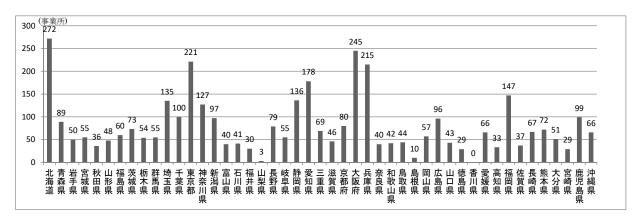


図 2-1-1 都道府県別事業所数 (SA・n=3,717)

② 定員·実利用人数

事業所の定員では、「20~30 名」がもっとも多く 1,891 事業所 (50.9%) と約半数を占めており、次いで「10~20 名」1,062 事業所 (28.6%) が続き、この 2 つの階層で約 8 割を占めている。

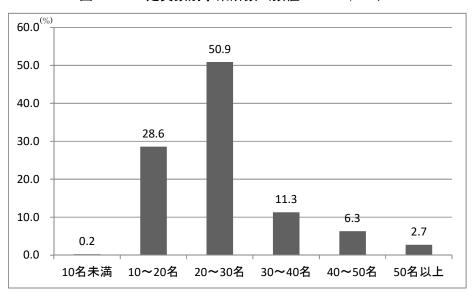
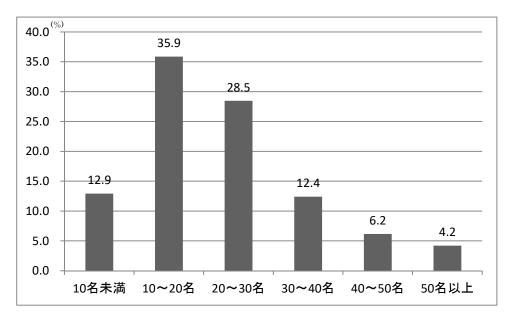


図 2-1-2 定員数別事業所数 (数値・n = 3,716)

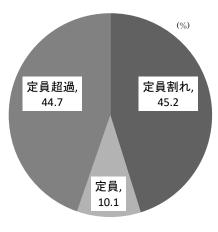
一方、実利用者数では、「 $10\sim20$ 名」がもっとも多く 1,332 事業所(35.9%)となっており、定員に比べて 7.3 ポイント増、「 $20\sim30$ 名」は大きく減少して 1,057 名(28.5%)と定員に比べて 22.4 ポイントの減となっている。また、「10 名未満」では 480 事業所(12.9%)と定員に比べ 12.7 ポイント増加となっている。

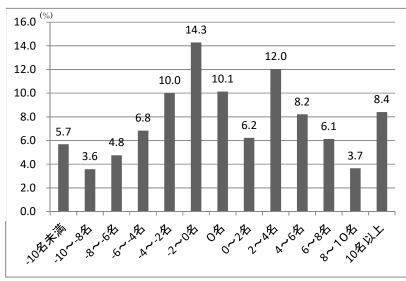
図 2-1-3 実際の利用人数別事業所数(数値・n=3,715)



定員と実利用者数との差では、「定員」どおりの事業所は 376 事業所(10.1%)であり、「定員割れ」が 1,677 事業所(45.2%)、「定員超過」が 1,659 事業所(44.7%)となっており、定員割れと定員超過がほぼ同じ割合となっている。

図 2-1-4 定員と実員の差別事業所数(数値·n=3,712)





③ B型以外に実施しているサービス

B型事業以外のサービスを実施している事業所は 2,141 事業所 (57.6%) であり、「B型のみ」 1,574 事業所 (42.4%) であった。また、B型事業以外の事業としては、「生活介護」1,113 事業所 (30.0%)、「移行支援」756 事業所 (20.3%)、「継続支援A型事業」267 事業所 (7.2%) であった。

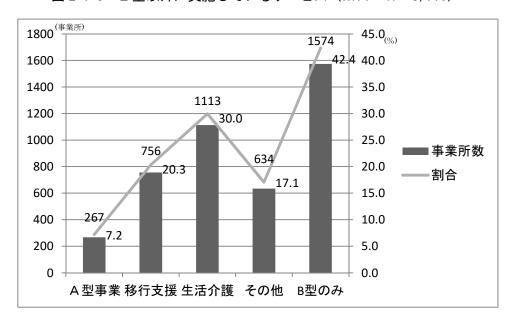


図 2-1-5 B型以外に実施しているサービス (MA・n=3,716)

④ 障害支援区分割合

障害者支援区分別の人数の割合では、「認定を受けていない」27.7%、「非該当」19.6%と全体の約半数 (47.3%) は障害支援区分を有していない。また区分を判定された利用者では「区分3」17.9%がもっとも多く、次いで「区分2」14.4%、「区分4」12.0%となっており、区分3を中心とした分布構成となっている。また、区分5や区分6の支援の度合いが高い利用者は、全体の4.6%と少数にとどまる。

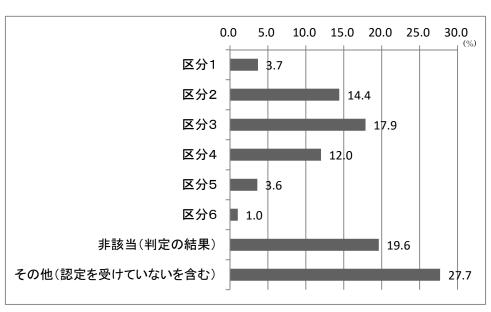


図 2-1-6 障害支援区分割合(数値·n=3,691)

⑤ 障害種別人数

障害種別人数について障害種別の重複している場合にはそれぞれの障害種別にカウントするものとして回答を求めたところ、全事業所での総人数では「身体」11,155名、「知的」51,665名、「精神」26,329名、「難病」527名、「その他」843名であり、知的障害者数がもっとも多い結果となった。

また、1事業所あたりの平均人数をみると、身体 3.0 名、知的 13.9 名、精神 7.1 名、難病 0.1 名、その他 0.2 名であった。

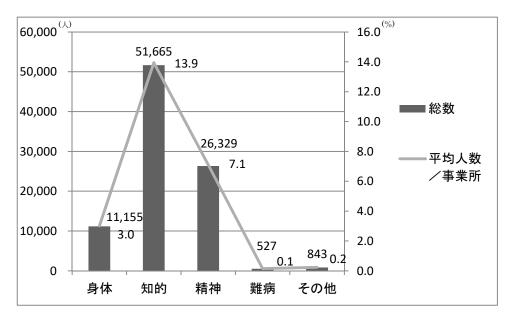


図 2-1-7 障害種別人数 (数値・n = 3,705)

(2) 事業所の概要について

① 生産活動の内容

生産活動の内容としては、「農作業」1,081 事業所(全事業所数に占める割合 29.1%)、「野外清掃」980 事業所(26.4%)、「菓子製造」925 事業所(24.9%)、「屋内清掃」879 事業所(23.7%)、「梱包・箱詰」830 事業所(22.3%)などが上位を占める。

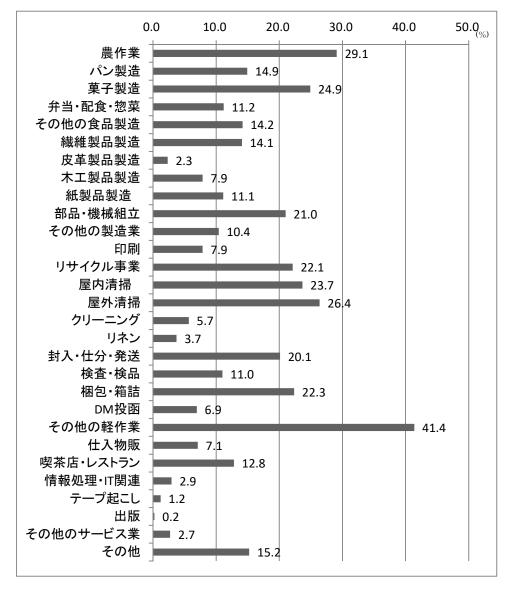


図 2-1-8 生産活動の内容 (MA・n=3,715)

② 平均就労時間

平均就労時間では「20~25 時間」964 事業所 (26.0%) がもっとも多く、次いで「25~30 時間」790 事業所 (21.3%)、「30~35 時間」589 事業所 (15.9%) が続き、この 3 階層で全体の 63.1% を占める。「20~25 時間」を頂点としているが、20 時間以下の階層が相対的に多く、35 時間以上階層が極端に少ない分布となっている。なお、全体の平均値は 22.0 時間であった。

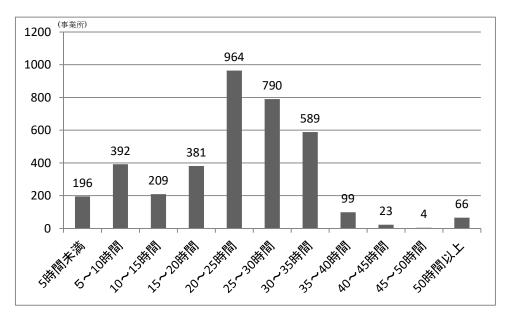


図 2-1-9 平均就労時間(数値・n = 3, 713)

③ 利用者平均工賃

利用者平均工賃では「10,000~15,000円」965事業所 (26.0%) がもっとも多く、次いで「5,000~10,000円」934事業所 (25.2%) が多く、この 2 階層で全体の 51.2%を占める。全体の平均値は 14,847円であった。

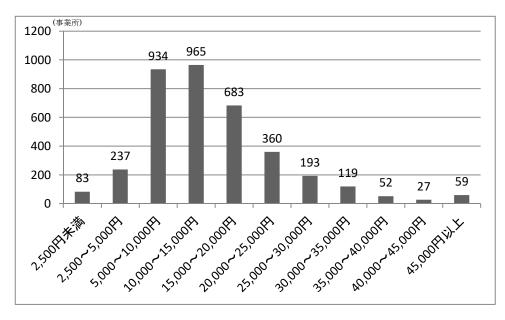


図 2-1-10 利用者平均工賃(数値·n=3,712)

④ 工賃の計算方法

工賃の計算方法では、「1時間当り工賃×就労時間+賞与」1,074 事業所(28.9%)がもっとも多く、次いで「1時間当り工賃×就労時間」966 事業所(26.0%)であり、時給で計算している事業所が54.9%を占める。時間給以外では、利益分の分配19.0%、金額固定8.6%であった。

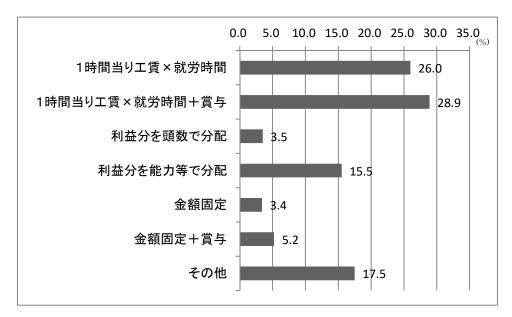


図 2-1-11 工賃の計算方法 (SA・n=3,717)

⑤ 制度や助成金の利用状況

制度や助成金の利用状況では、「日本財団」1,484事業所(40.0%)がもっとも多く、次いで「特になし」1,357事業所(36.6%)、「その他民間の助成金」981事業所(26.4%)であった。民間の助成金では、「日本財団」単一の助成先としては、他と比べて著しく多い結果となった。

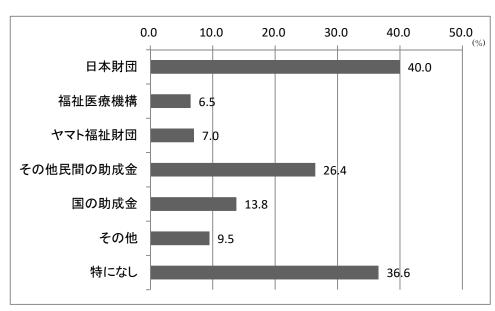


図 2-1-12 制度や助成金の利用状況 (SA・n=3,711)

⑥ 利用者の通勤手段

利用者の通勤手段としては、「事業所による送迎」2,095 事業所(56.5%)がもっとも多く、全体の過半数となっている。また、「公共交通機関」は1,025 事業所(27.7%)であった。平成22 年国勢調査の結果では勤め先・学校のバスの利用者は1%未満であったことから、B型事業所においては、事業所による送迎が広く浸透していることがうかがえる。

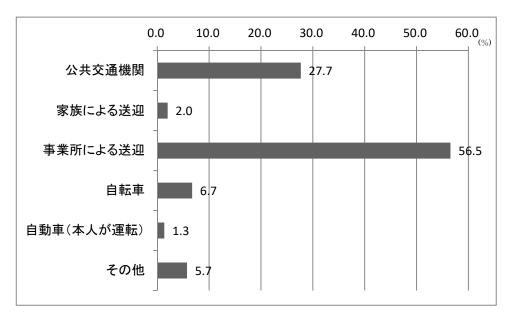


図 2-1-13 利用者のうちもっとも多い通勤手段(SA・n=3,705)

⑦ 平成28年度A型への移行人数

平成 28 年度中にB型事業所からA型事業所へ移行した利用者の有無では、「あり」595 事業所 (16.0%)、「なし」3,116 事業所 (84.0%) であり、移行者のあった事業所は2割以下であった。また、「ある」事業所での移行人数をみると、「1名」417 事業所 (70.1%)、「2名」133 事業所 (22.4%) と $1\sim2$ 名で9割を占め、あったとしても少数にとどまる。

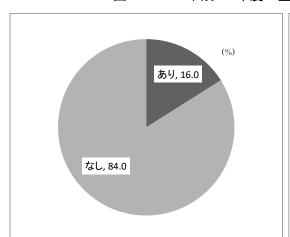
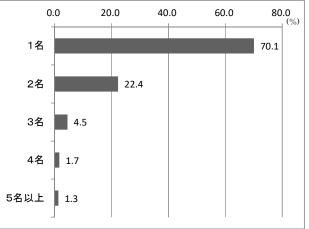


図 2-1-14 平成 28 年度 A 型への移行人数 (数値・n = 3,711)

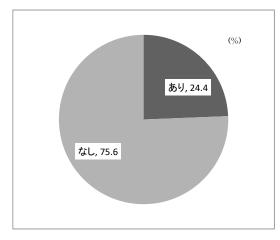


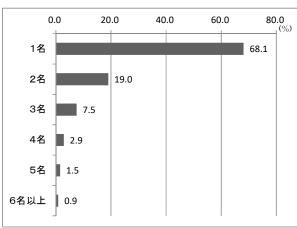
⑧ 平成28年度企業への就業人数

平成 28 年度中にB型事業所から一般就労した利用者の有無では、「あり」904 事業所 (24.4%)、「なし」2,807 事業所 (75.6%) であり、約4分の1の事業所で一般就労者がみられている。

また、「ある」事業所での一般就労者数をみると、「1名」616 事業所 (68.1%) 及び「2名」 172 事業所 (19.0%) と $1\sim 2$ 名で 9割を占め、あったとしても少数にとどまる。

図 2-1-15 平成 28 年度企業への就業人数 (数値・n = 3,711)





(3) 工賃について

① 現状の支払い工賃についてどう思うか

現状の支払い工賃については、「あまり十分でない」1,494 事業所(40.3%)がもっとも多く、次いで「十分でない」1,054 事業所(28.4%)、「まあ十分」963 事業所(26.0%)が続く。全体では十分だと思わない事業所が7割、十分だと思う事業所が3割の結果となった。

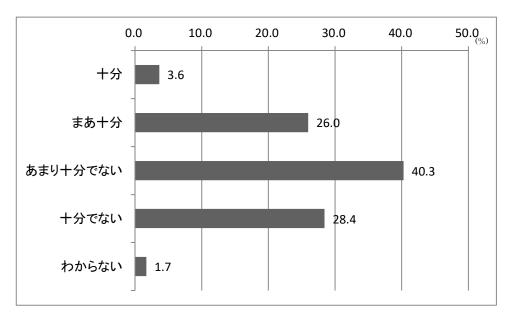


図 2-1-16 現状の支払い工賃についてどう思うか (SA・n=3,709)

<補問>

i. (十分・まあ十分回答者) 今後の工賃への意向

「十分」や「まあ十分」を回答した事業所に今後の賃金に対する意向をたずねたところ、「さらに上げるつもりである」678 事業所(61.6%)と6割強の事業所では、十分と認識しつつも現状維持ではなくさらなる工賃の向上を試行している結果となった。

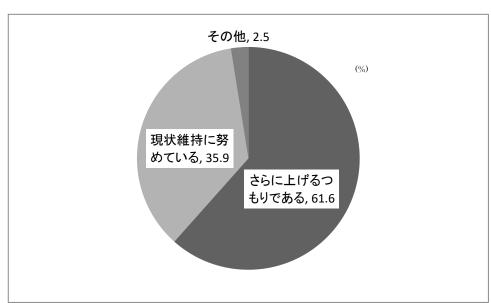


図 2-1-17 今後の工賃への意向① (SA・n=1,101)

ii. (あまり十分でない・十分でない回答者) 今後の工賃への意向

「あまり十分でない」や「十分でない」を回答した事業所に今後の賃金に対する意向をたずねたところ、工賃の向上に向けて「上げるための具体的取り組みをしている」1,399 事業所 (54.9%) がもっとも多く過半数を占め、次いで「上げる必要は認識しているが、具体的取組みには至っていない」944 事業所 (37.0%) であった。また、「これ以上上げられないと思う」事業所も133 事業所 (5.2%) みられた。

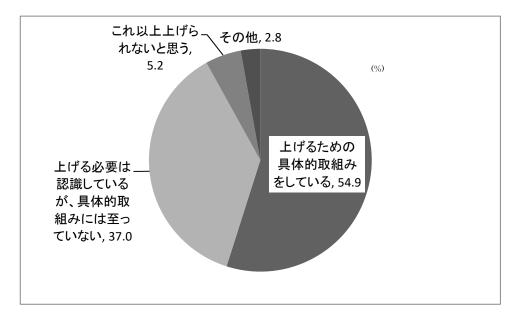


図 2-1-18 今後の工賃への意向② (SA・n=2,548)

② 最低基準をどう思うか

平均工賃3,000円という最低基準をどのように思うかをたずねたところ、「低い」2,432事業所 (65.5%)であり、「高い」64事業所 (1.7%)とごく少数にとどまった。また、「どちらでもない」とする事業所も1,218事業所 (32.8%)みられた。

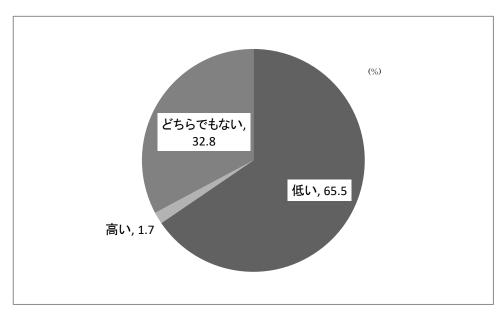


図 2-1-19 最低基準をどう思うか (SA・n=3,714)

③ 工賃向上は必要だと思うか

工賃向上は必要だと思うかとの問いに対しては、「思う」3,308 事業所(89.0%)、「思わない」 114 事業所(3.1%)であり、工賃の向上が必要だと思う事業所は9割に達している。

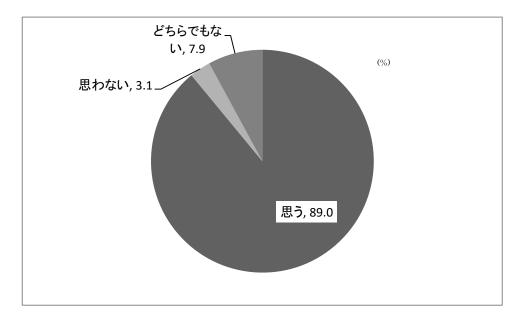


図 2-1-20 工賃向上は必要だと思うか (SA・n=3,716)

<補問>

i. (「思う」回答者) 工賃向上が必要だと思う理由

「思う」と回答者した事業所に対して、工賃向上が必要だと思う理由をたずねたところ、「利用者のモチベーション向上のため」1,081 事業所(32.7%)、「利用者の生活の質の向上のため」1,058 事業所(32.0%)、「利用者(とその家族)の自立のため」1,015 事業所(30.7%)が僅差で並び、回答が大きく3つに分かれる結果となった。

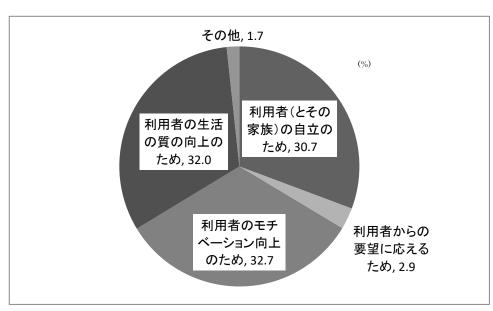


図 2-1-21 工賃向上が必要だと思う理由(SA·n=3,306)

ii. (「思う」回答者) 工賃向上に必要な取り組み

さらに工賃向上に必要な取り組みをたずねたところ、「企業との連携」1,441 事業所(43.6%)がもっとも多く、次いで「市場に通用する商品やサービスの提供」1,358 事業所(41.1%)が40%台でならび、「営業力の強化」1,124 事業所(34.0%)、「利用者の意欲向上」1,089 事業所(33.0%)が30%台で続く。

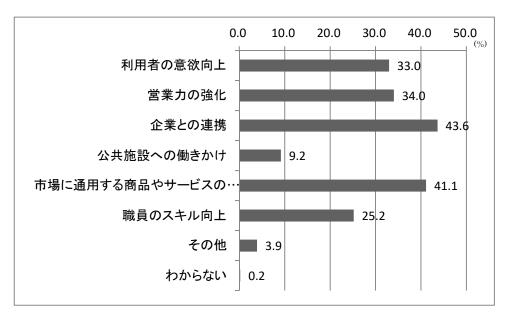


図 2-1-22 工賃向上に必要な取り組み (MA・n=3,302)

iii. (「思わない」回答者) 工賃向上が必要だと思わない理由 (SA・n=114)

工賃の向上を必要だと思わない事業所にその理由をたずねたところ、「その他」45 事業所 (39.5%) が一番多い結果となったため、その他の具体的内容を分類集計し、選択肢の集計 結果を合わせて示すこととした。その結果、「仕事の場、働く喜びと工賃は関係ないから」 21 事業所 (18.4%) がもっとも多く、次いで「工賃向上より優先すべきことがある」20 事業所 (17.5%)、「日中の居場所の提供という役割があれば十分だから」16 事業所 (14.0%) が続く結果となった。

0.0 2.0 4.0 6.0 8.0 10.0 12.0 14.0 16.0 18.0 20.0 利用者の障害が重度だから 8.8 利用者がそれを望まないから 8.8 日中の居場所の提供という役割があれば十分: 14.0 仕事の場、働く喜びと工賃は関係ないから 18.4 工賃向上は本人の自立度には影響がないから 10.5 工賃向上より優先すべきことある 17.5 利用者の能力や意向にあわせて 制度・仕組み上難しいから 運営や職員に影響が出るため 一般就労への移行を促進するため 1.8 その他 1.8 無回答 2.6

図 2-1-23 工賃向上が必要だと思わない理由(SA・n=114)

④ 日本財団の助成の有無と工賃向上への寄与

事業内容ごとに日本財団からの助成の有無と、助成があった場合には助成事業が工賃向上に寄与したかをたずねた。その結果、助成の有無に関しては「車両整備」1,497 事業所(40.3%)が群を抜いて多く、30ポイント下がって「施設整備・改修事業」344 事業所(9.3%)、「機器整備」282 事業所(7.6%)が続く。また、工賃向上への寄与では「機器整備」回答事業所の85.8%がもっとも多く、次いで「車両整備」77.8%や「施設整備・改修事業」72.7%が70%台で続く結果となった。

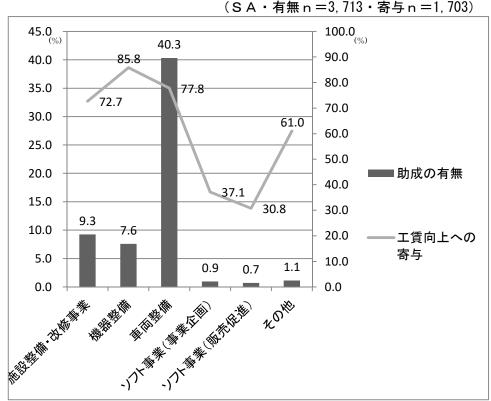


図 2-1-24 日本財団の助成の有無と工賃向上への寄与 (SA・有無n=3,713・寄与n=1,703)

(4) 支援費について

① 支援費は利用者に提供するどのような価値の対価か?

支援費は事業所が利用者に対して提供するどのような価値の対価だと思うのか1位から3位まで順序をつけて回答を求めた。この回答数に1位3点、2位2点、3位1点を掛けて重みづけを行った総合得点をまとめた結果、「日々の生きがい・満足感の提供」32.1%がもっとも多く、次いで「仕事を続けていくことができる支援」19.5%、「日中の居場所の提供」18.6%が上位を占めた。また、それぞれの回答した事業所が全体に占める割合を求めたところ、「日々の生きがい・満足感の提供」が全体の82.3%、「仕事を続けていくことができる支援」71.0%と高い割合となっている。全般的に生きがいや満足感、仕事を続けること事業の価値を見出している事業所が多いことがうかがえる。一方、仕事の提供や仕事ができるようになるための支援・指導といった選択肢は10%台にとどまり、全体に占める割合も数%以下にとどまる。

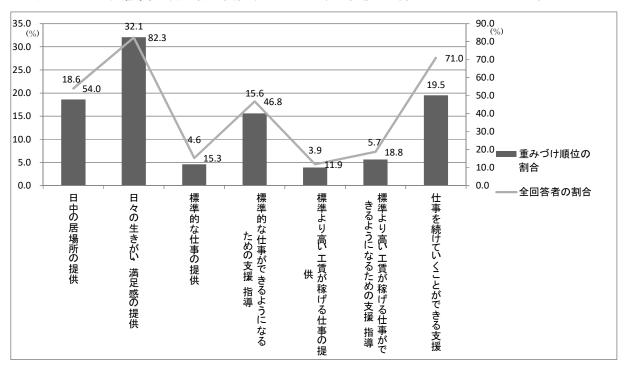


図 2-1-25 支援費は利用者に提供するどのような価値の対価か? (SA・n=3,716)

② 支援費の使途

支援費の使途についても1位から3位まで順序をつけて回答を求め、上記と同様に集計を行った。その結果、「施設維持費」35.4%がもっとも多く、次いで「設備投資費」30.6%、「職員研修費」17.0%が上位を占めた。また、全体に占める割合では「施設維持費」が全体の86.3%、「設備投資費」84.7%と8割を超える高い割合となっている。支援費の使途としてはハードの維持や投資費用としている事業所が多いことがうかがえる。一方、ソフト系では職員研修費17.0%が多いものの、開発費や営業費などは低く数%台にとどまる。

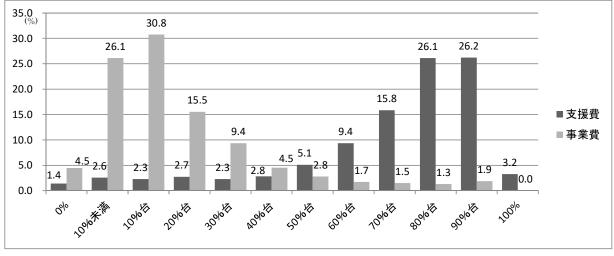
40.0 100.0 90.0 35.0 86.3 84.7 30.6 80.0 30.0 70.0 25.0 61.6 60.0 ■重みづけ順位の割合 20.0 50.0 17.0 全回答者の割合 40.0 15.0 28.1 30.0 6.6 25.0 10.0 7 A 20.0 3.0 14.1 5.0 10.0 0.0 0.0 設備投資費 営業費 その他 開発費 施設維持費 職員研修費

図 2-1-26 支援費の使途(数値・n=3,714)

③ 支援費及び事業費収入の全収入に占める割合別事業所数

支援費収入(訓練等給付金などの行政からの収入)及び事業費収入(生産活動による収入<売上>)が全収入に占める割合をたずねたところ、支援費では90%台970事業所(26.2%)と80%台966事業所(26.1)がほぼ同数でならび、この2つの階層で全体の52.4%を占める。一方、事業費では10%台1,138事業所(30.8%)、10%未満966事業所(26.1%)が多く、0%も加えると20%未満の事業所が全体の61.4%を占める結果となった。なお、支援費の平均割合は71.3%、事業費は21.8%であった。

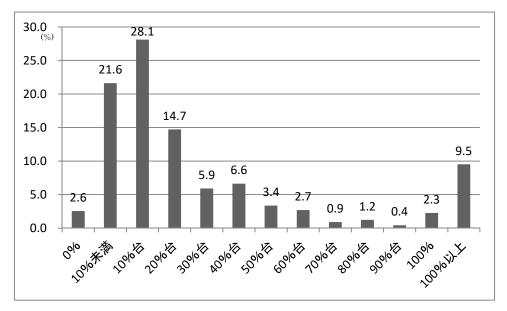
図 2-1-27 支援費及び事業費収入の全収入に占める割合別事業所数 (数値・支援費 n = 3, 698、事業費 n = 3, 698)



【事業費/支援費別事業数】

支援費に対する事業費の構成比を割合でみたところ、10%台(支援費を100とした場合に事業費が支援費の10%の事業所)の1,025事業所(28.1%)、10%未満の788事業所(21.6%)が多く、20%未満の事業所が全体の52.3%と半数以上を占める。一方、100%を上回る(事業費が支援費と同等以上)事業所は430事業所(11.8%)みられた。なお、全体の平均は23.7%であった。

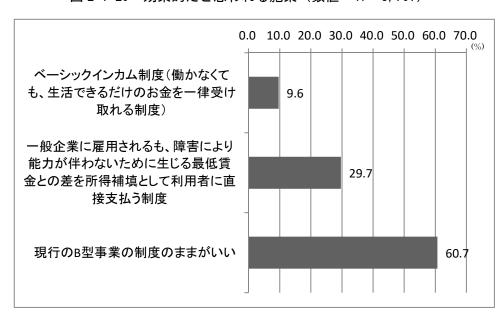
図 2-1-28 事業費/支援費別事業数 (n=3,646)



④ 効果的だと思われる施策

現行のB型事業に要する支援費を財源にベーシックインカム制度(働かなくても、生活できるだけのお金を一律受け取れる制度)や所得補填(障害により能力が伴わないために生じる最低賃金との差を所得補填として利用者に直接支払う制度)の制度が導入されるとしたら、どの施策が効果的だと思うのかをたずねたところ、「現行B型事業」2,250 事業所(60.7%)がもっとも多く、次いで「所得補填」1,100事業所(29.7%)、「ベーシックインカム」357事業所(9.6%)の順であった。全体の6割は、ベーシックインカムや所得補填よりも現行のB型事業の方が有効だと考える結果となっている。

図 2-1-29 効果的だと思われる施策(数値・n = 3,707)



<補問>

i. ベーシックインカムを選んだ理由

ベーシックインカムを選んだ事業所にその理由をたずねたところ、「B型事業だけで十分な工賃を支払えるだけの事業を創出することは難しいから」と「生活の安定が障害者に必要だから」が共に153事業所(42.9%)の回答となり、この2回答で全体の85.8%を占める。

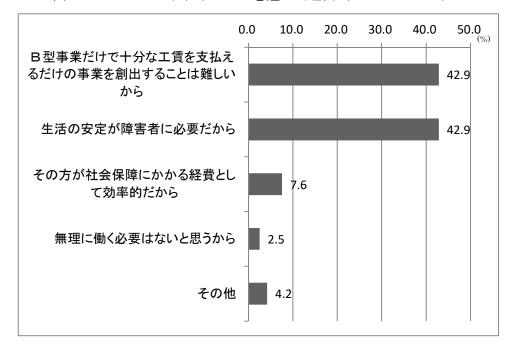


図 2-1-30 ベーシックインカムを選んだ理由(SA・n=357)

ii. 所得補填を選んだ理由

所得補填を選んだ事業所にその理由をたずねたところ、「B型事業では十分な工賃を支払うことは困難だから」338事業所(30.7%)、「一般企業や社会の障害者への理解が進むから」329事業所(29.9%)、「生活が安定した方が、障害者の働く意欲につながるから」315事業所(28.6%)の3つの回答が僅差でならぶ結果となった

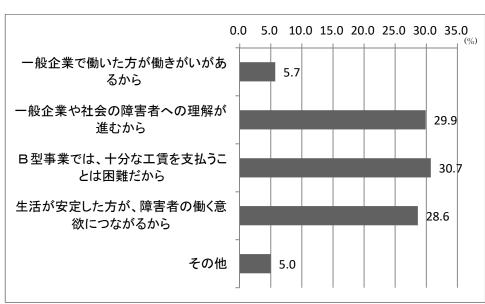


図 2-1-31 所得補填を選んだ理由(SA・n=1,100)

iii. 現行のB型事業を選んだ理由

現行のB型事業を選んだ事業所にその理由をたずねたところ、「就労の意志を持ちつつも労働者になりきれない利用者の受け皿がなくなるため」1,477事業所(65.6%)が他の選択肢に比べて著しく多い結果となった。次いで45ポイント下がって「生活費の補填だけでは障害者の生活はよくならないから」473事業所(21.0%)となっている

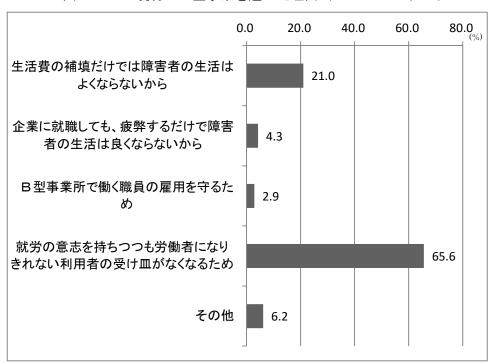


図 2-1-32 現行のB型事業を選んだ理由(SA・n=2,250)

2. クロス集計結果

本調査では、調査項目のうち、3 つの設問(利用者平均工賃、B型以外に実施しているサービス、効果的だと思われる施策)に着目し、その回答を活用してクロス集計を行った。

(1) 工賃階層別クロス集計

利用者平均工賃を6つの階層に区分し、クロス集計を行った。

1) 工賃別

各作業内容別に工賃階層別の割合をみると、1.5万円以下の工賃階層では、「繊維製品製造」などの製造業や「封入・仕分・発送」などの軽作業の割合が高い。1.5~2.0万円の工賃階層では「リサイクル事業」や「屋外清掃」、2.0~2.5万円の工賃階層では「農作業」、「パン製造」、「菓子製造」などの事業割合が高い。また、2.5~3.0万円の工賃階層では、「弁当・配食・惣菜」、「その他の食品製造」、3.0万以上の工賃階層では、「印刷」、「クリーニング」、「リネン」、「仕入物販」、「喫茶店・レストラン」、「情報処理・IT関連」などのサービス業の割合が高い。

表 2-2-1 工賃階層×業種

作業内容 1.0万未満 1.0~1.5万 1.5~2.0万 2.0~2.5万 2.5~3.0万 3.0万以上 平均 1農作業 23.9 33.3 31.9 33.6 27.5 26.1 29.1 2 パン製造 9.6 16.4 16.4 22.5 19.7 17.1 14.9 3 菓子製造 20.5 26.2 28.4 29.2 29.0 23.0 24.9 4 弁当・配食・惣菜 7.4 12.8 11.2 12.2 14.6 11.7 15.5 5 その他の食品製造 12.2 14.9 14.1 16.1 *17.6* 16.0 14.2 6 繊維製品製造 16.6 13.6 11.9 14.4 13.5 9.3 14.1 7 皮革製品製造 2.6 2.8 2.2 1.9 1.6 0.4 2.3 8 木工製品製造 8.2 7.5 7.2 5.2 7.9 8.8 6.6 9 紙製品製造 12.5 13.4 10.1 10.0 4.1 5.1 11.1 10 部品・機械組立 21.3 22.2 20.6 19.7 19.7 18.7 21.0 11 その他の製造業 11.8 11.2 9.4 10.6 5.2 7.4 10.4 12 印刷 9.4 11.7 7.9 6.2 8.6 10.9 6.8 13 リサイクル事業 21.0 21.8 24.7 23.9 22.8 19.1 22.1 14 屋内清掃 19.7 24.2 26.9 26.4 26.9 25.7 23.6 15 屋外清掃 22.6 29.0 29.7 30.6 28.0 19.1 26.4 16 クリーニング 2.5 4.8 6.1 11.1 7.8 14.4 5.7 17 リネン 2.9 2.9 4.2 4.7 3.1 8.6 3.7 18 封入・仕分・発送 23.4 20.1 19.2 16.1 16.6 14.8 20.1 19 検査・検品 8.6 7.4 *12.6* 12.1 10.3 8.8 11.0 20 梱包・箱詰 24.9 22.1 19.6 21.7 22.8 18.7 22.3 21 DM投函 7.5 5.9 8.6 5.0 4.7 4.3 6.9 22 その他の軽作業 48.1 40.7 40.8 36.4 30.1 27.6 41.4 23 仕入物販 6.7 7.6 6.9 5.2 7.1 7.1 8.6 24 喫茶店・レストラン 10.6 13.2 12.7 17.2 10.4 17.9 12.8 25 情報処理·IT関連 3.2 3.3 2.5 2.2 1.6 3.5 2.9 26 テープ起こし 0.9 1.3 1.5 0.5 2.3 1.2 1.1 27 出版 0.2 0.2 0.1 0.1 0.3 0.0 0.8 28 その他のサービス業 2.4 3.1 2.2 3.3 2.6 2.7 3.5 29 その他 14.5 14.4 15.7 16.7 18.1 16.7 15.2

② 現状の支払い工賃についてどう思うか

現状の支払い工賃については、十分だと思う(「十分」・「まあ十分」)事業所は、工賃階層が上がるにつれて増加しており、特に「まあ十分」では 1.0 万未満 15.9%に対して 3.0 万以上では 49.0% と 33 ポイント増加している。

^{*} 斜体は一番割合が高い値、灰色の背景色のあるセルは、割合が一番高いセルと 2 位のセルを表す

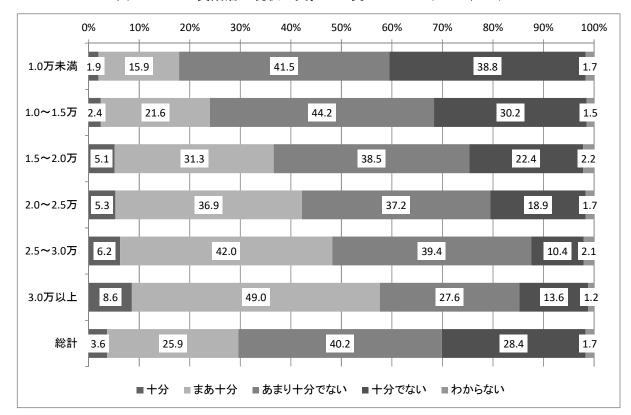


図 2-2-1 工賃階層×現状の支払い工賃について (n=3,712)

③ 最低基準をどう思うか

最低基準をどう思うかでは、「低い」との回答は 1.0 万未満の 53.1%より階層が上がるにつれて多くなり、2.5 万~3.0 万で 88.1%がピークなっている。一方、「どちらでもない」については 1.0 万未満の 44.0%がもっとも多く、階層が上がるにつれて減少している。

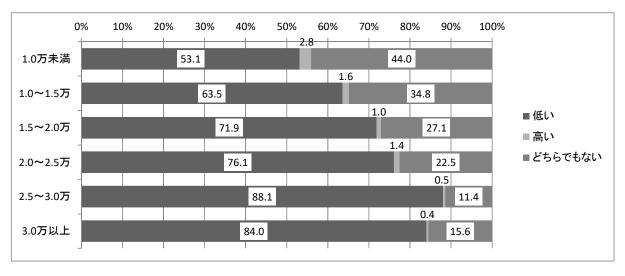


図 2-2-2 工賃階層×最低基準について (n=3,717)

④ 工賃向上は必要だと思うか

工賃向上は必要だと思うかでは、1.0未満が他階層と比べて「思う」と回答する事業所の割合がもっとも少なく、「思わない」や「どちらでもない」で他階層をやや上回る。

75% 80% 85% 90% 95% 100% 1.0万未満 85.3 4.1 10.6 1.0~1.5万 90.8 6.5 2.6 ■思う 1.5~2.0万 89.3 7.6 3.1 ■思わない ■どちらでもない 2.0~2.5万 91.1 2.8 6.1 2.5~3.0万 93.8 2.1 4.1 0.8 3.0万以上 93.0 6.2

図 2-2-3 工賃階層×工賃向上の必要性 (n=3,717)

⑤ 支援費は何の対価か

支援費は何の対価に対する回答では、「日中の居場所の提供」や「日々の生きがい・満足感」 に着目すると 1.0 万未満がもっとも多く、階層が上がるにつれて減少している。また、1.0 万未 満は、この 2 項目で全体の 56.7%と半数以上を占める。

一方、「標準より高い工賃が稼げる仕事の提供」や「標準より高い工賃が稼げる仕事ができるようになるための支援・指導」は、階層が上がるにつれて多くなり、3.0万以上がもっとも多くなっている。

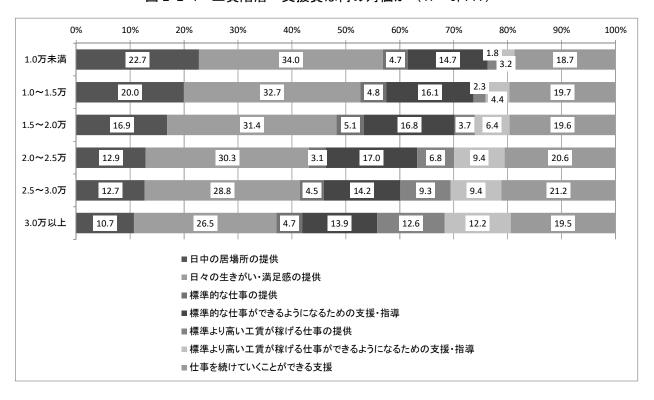


図 2-2-4 工賃階層×支援費は何の対価か (n = 3,717)

(2) 事業類型別クロス集計

設問「B型以外に実施しているサービス」の回答より、「B型のみ」とB型以外に「移行支援」を行っているグループ(利用者を労働者とみなしていないグループ)、「A型」のみ行っているグループ(労働者とみなされる利用者が存在するグループ)、「生活介護」を行っているグループ(事業方針において日中の生活の場の提供が強いと考えられるグループ)、B型以外に複数のサービスを行っているグループを「複合」として、クロス集計を行った。各類型の割合と実数は、下記のとおりである。

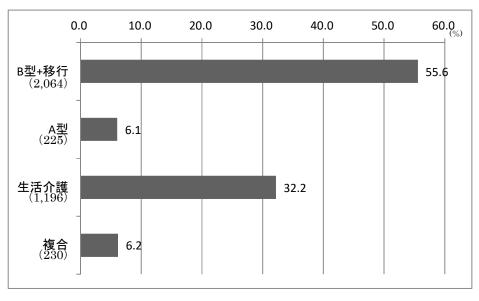


図 2-2-5 事業類型の割合 (n=3,715)

① 平成28年度A型への移行人数

平成 28 年度 A型への移行人数では、0名では「生活介護」88.6%、「複合」83.9%、「B型 +移行」82.9%とそれぞれ80%以上であったのに対して、「A型」では67.1%にとどまっている。一方、1名以上の各人数では、「A型」が他の類型に比べ、割合がわずかに多い結果となっている。

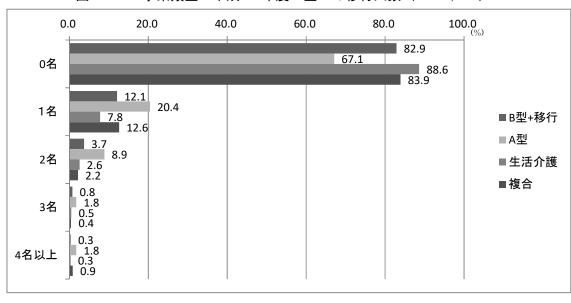


図 2-2-6 事業類型×平成 28 年度A型への移行人数 (n = 3,715)

② 平成28年度企業への就業人数

平成28年度企業への就業人数では、0名が「生活介護」82.9%に対して、「B型+移行」、「A型」、「複合」はいずれも70%台であり、「生活介護」が他と比べて高い割合となっている。一方、1名以上の各人数では、「生活介護」が他の類型に比べ、割合がわずかに少ない結果となっている。

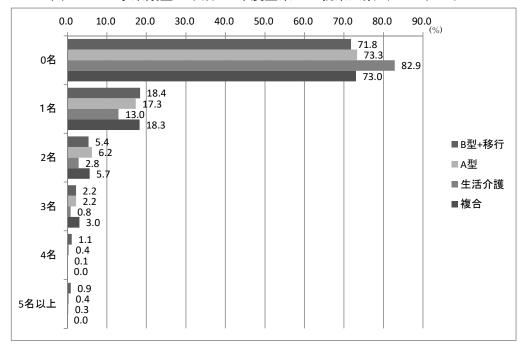


図 2-2-7 事業類型×平成 28 年度企業への就業人数 (n=3,715)

③ 工賃階層

利用者平均工賃では、1.0 万未満がもっとも多いのは「生活介護」38.5%であり、 $1.0\sim1.5$ 万を含めると 63.5%が 1.5 万未満となっている。「B型+移行」もほぼ同様の傾向を示している。一方、「A型」は 1.5 万以下の割合が低く、3.0 万以上の 14.2%など高い工賃階層の割合が他類型に比べて多い傾向がみられる。

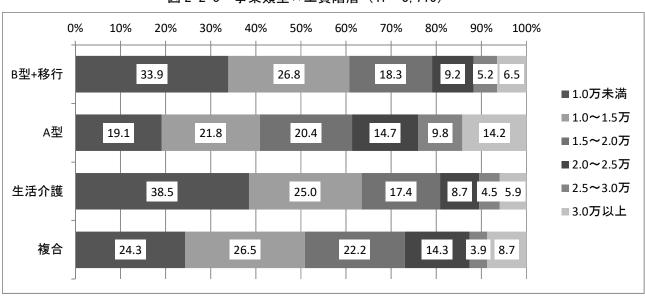


図 2-2-8 事業類型×工賃階層(n=3,715)

④ 現状の支払い工賃について

現状の支払い工賃については、十分だと思う(「十分」・「まあ十分」)事業所は、「A型」が他の類型に比べて割合が高く、特に「まあ十分」では他の類型に比べ 10 ポイント前後の差がみられる。一方、十分でない(「あまり十分でない」・「十分でない」)では、「A型」が他類型に比べてもっとも割合が少なくなっている。また、「あまり十分でない」では「複合」の 48.7%、「十分でない」では「生活介護」の 29.9%が、もっとも高い値となっている。

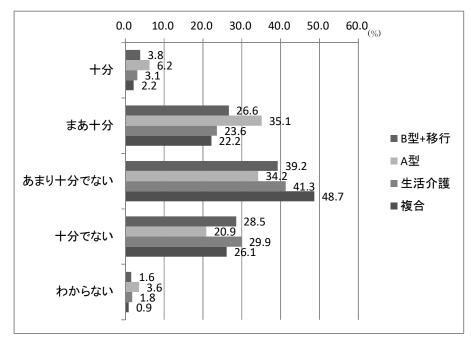


図 2-2-9 事業類型×現状の支払い工賃について(n=3,715)

⑤ 最低基準をどう思うか

最低基準をどう思うかでは、「高い」との回答では類型による違いはみられないが、「低い」との回答では「A型」と「複合」が70%台、「B型+移行」と「生活介護」が60%台となっており、「どちらでもない」では「B型+移行」と「生活介護」が30%台、「A型」と「複合」が20%台の結果となっており、4つの類型が2つのグループに分離する傾向がみられた。

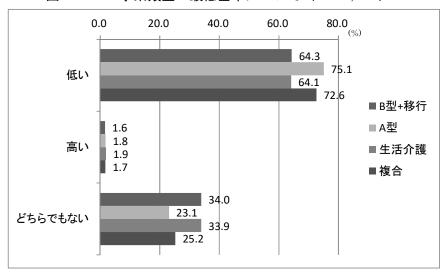


図 2-2-10 事業類型×最低基準について(n=3,715)

⑥ 工賃向上は必要だと思うか

工賃向上は必要だと思うかでは、「思う」との回答は「A型」と「複合」が 90%台、「B型+移行」と「生活介護」が 80%台となっているほか、「思わない」や「どちらでもない」においても「A型」と「複合」グループと「B型+移行」と「生活介護」グループとの間にはわずかながら差がみられ、4つの類型が 2つのグループに分離する傾向がみられる。

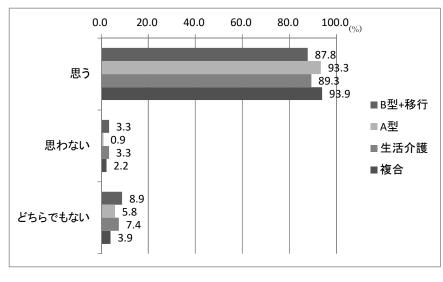


図 2-2-11 事業類型×工賃向上は必要だと思うか(n=3,715)

⑦ 支援費は何の対価か?

支援費は何の対価に対する回答では、「B型+移行」や「生活介護」では「日中の居場所の提供」や「日々の生きがい・満足感の提供」の割合が高く、「A型」では「仕事の提供」や「仕事ができるようになるための支援・指導」の割合が他類型に比べて高い結果となっている。また、「複合」では「日々の生きがい・満足感の提供」が51.3%と過半数を超える結果となった。

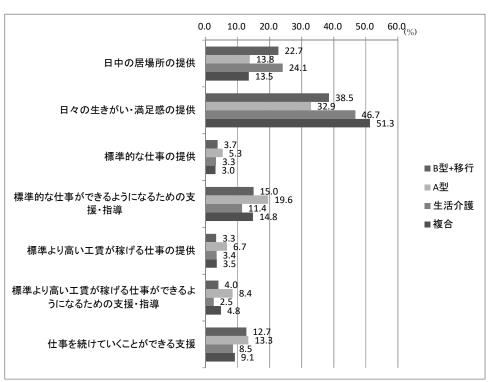


図 2-2-12 事業類型×支援費は何の対価か(n=3,715)

⑧ 支援費の使途

支援費の使途に対する回答では、「A型」の「設備投資費」、「B型+移行」の施設維持、「生活介護」の「職員研修」などの項目が高い値となっている。また、「A型」や「複合」が「開発費」、「営業費」において「B型+移行」や「生活介護」よりもわずかではあるが割合が高い結果となった。

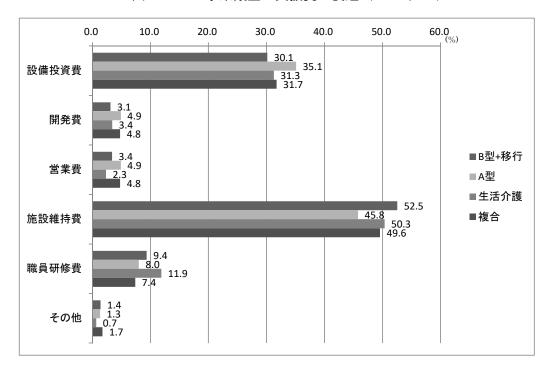


図 2-2-13 事業類型×支援費の使途 (n = 3, 715)

⑨ 効果的な施策

効果的な施策では、「ベーシックインカム」では「生活介護」、「所得補填」では「A型」、「B型」では「生活介護」がもっとも多く高い結果となっている。また、「B型+移行」と「生活介護」、「A型」と「複合」が似たような傾向を示している。

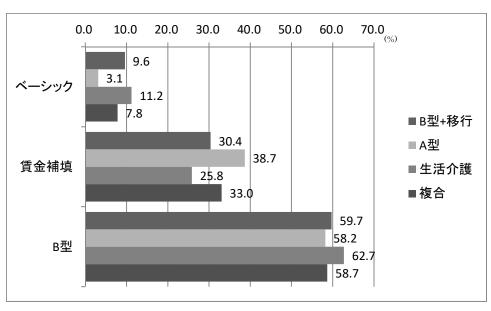


図 2-2-14 事業類型×効果的な施策 (n = 3,715)

(3) 効果的な施策別クロス集計

設問「効果的だと思われる施策」において回答した選択肢(ベーシックインカム、所得補填、B型事業)ごとに類型を作成し、クロス集計を行った。なお、各選択肢を選んだ事業所数は、ベーシックインカム 357 事業所、所得補填 1,100 事業所、B型事業 2,250 事業所である。

① 現状の支払い工賃についてどう思うか

現状の支払い工賃については、十分だと思う(「十分」・「まあ十分」)事業所は、「B型」が他類型に比べて多く、一方、十分でない(「あまり十分でない」・「十分でない」)では、「ベーシックインカム」が他類型も多い結果となっている。

また、「まあ十分」での「ベーシックインカム」20.4%と「B型」28.7%、および「十分でない」での「所得補填」33.6%と「B型」25.2%では、 $8 \sim 9$ ポイントの差がみられる。

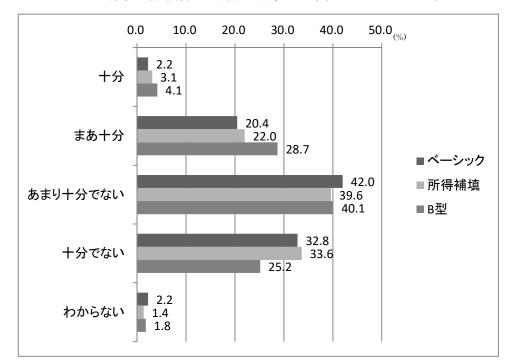


図 2-2-15 効果的施策類型×現状の支払い工賃について (n=3,707)

② 最低基準をどう思うか

最低基準をどう思うかでは、「低い」の回答では「所得補填」72.5%がもっとも多く、「B型」と9ポイント、「ベーシックインカム」とは 14 ポイントの差が生じている。また、「どちらでもない」では、「ベーシックインカム」39.2%がもっとも多く、B型4ポイントと所得補填 13 ポイントの差がみられる。

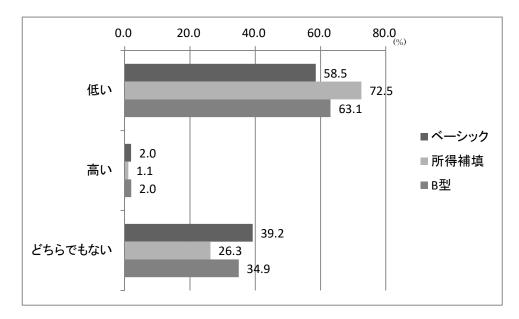


図 2-2-16 効果的施策類型×最低基準について (n = 3,707)

③ 工賃向上は必要だと思うか

工賃向上は必要だと思うかでは、「思う」では「所得補填」、「思わない」では「ベーシックインカム」、「どちらでもない」では「B型」がもっとも多いが、いずれも他類型との差は数ポイントにとどまる。

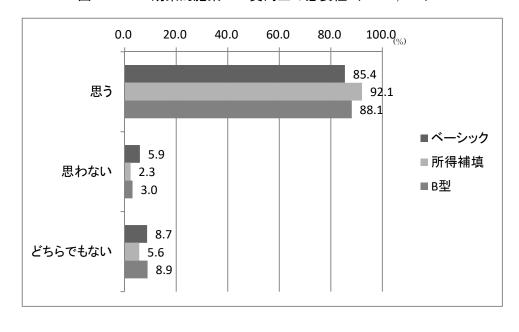


図 2-2-17 効果的施策×工賃向上の必要性 (n = 3,707)

④ 支援費は何の対価か

支援費は何の対価に対する回答では、「日中の居場所の提供」において「ベーシックインカム」30.8%がもっとも多く、「B型」8ポイント、「所得補填」13ポイントの差が生じている。そのほかでは、「日々の生きがい・満足の提供」での「B型」、「標準的な仕事ができるようになるための支援・指導」での「所得補填」の割合が他に比べて高いが、その差は数ポイントにとどまる。

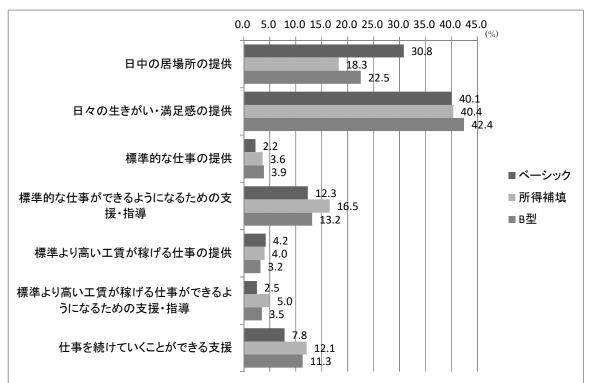


図 2-2-18 効果的施策×支援費は何の対価か (n=3,707)

⑤ 支援費の使途

支援費の使途に対する回答では、「設備投資費」、「開発費」では「所得補填」、「営業費」では「ベーシックインカム」、「施設維持費」では「B型」が他類型に比べわずかではあるが多い結果となった。また、「職員研修」では類型による差はみられなかった。

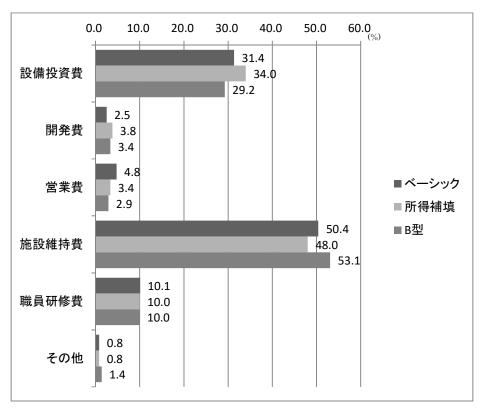


図 2-2-19 効果的施策×支援費の使途(n = 3,707)

3. 自由回答

本調査の自由回答に対して、1,140 事業所が様々な貴重な意見を回答している。本報告書では、計量テキスト分析ソフト(KH Coder)を用いて、これらの自由回答における頻出語を抽出し、さらに頻出語のうち、事業所の現況や工賃向上の課題や今後の方向性などを具体的な要因や取り組みを説明している語をいくつかピックアップして、それらの語を含む意見等の検討を行った。

(1) 頻出語

28位

29位

30位

居場所

本人

環境

51

48

全自由回答テキストを対象に出現回数の多い頻出語について、名詞及び複合語別に上位 50 語を示すと次のとおりである。

表 2−3−1	頻出語上位	50	語

順位	名詞	回数	順位	名詞	回数
1位	工賃	1152	31位	内容	43
2位	事業	895	32位	課題	42
3位	障害	419	33位	年金	42
4位	企業	296	34位	お金	41
5位	職員	243	35位	目的	41
6位	福祉	215	36位	仕組み	40
7位	制度	177	37位	財団	39
8位	社会	174	38位	役割	38
9位	一般	165	39位	専門	36
10位	現状	149	40位	通所	36
11位	地域	133	41位	ニーズ	35
12位	能力	120	42位	製品	35
13位	単価	92	43位	場所	34
14位	収入	91	44位	現実	32
15位	状況	82	45位	収益	32
16位	賃金	82	46位	自分	31
17位	意欲	73	47位	限界	29
18位	法人	73	48位	人材	29
19位	精神	68	49位	特性	29
20位	商品	65	50位	方々	29
21位	高齢	64			
22位	行政	60	I		
23位	重度	56	l		
24位	目標	55			
25位	取り組み	53	I		
26位	栖姆	53			
27位	最低	52	l		
00/		F 1	1		

ᄪ	<u>↓</u>	ロロマロ 少し	ᄪ	±= ∧ ==	山田地
順位	複合語	出現数	順位	複合語	出現数
1位	利用者	393	31位	積極的	16
2位	工賃向上	385	32位	可能性	16
3位	事業所	264	33位	商品開発	16
4位	障害者	132	34位	生活支援	15
5位	型事業所	131	35位	当施設	15
6位	型事業	85	36位	精神障害	15
7位	就労継続支援	81	37位	就労継続	14
8位	一般就労	62	38位	目標工賃達成加算	14
9位	当事業所	56	39位	支援員	13
10位	利用者さん	53	40位	健常者	13
11位	一般企業	50	41位	精神障害者	13
12位	エ賃アップ	49	42位	型利用者	13
13位	平均工賃	41	43位	事業者	13
14位	支援費	41	44位	自主製品	12
15位	生活介護	40	45位	保護者	12
16位	最低賃金	27	46位	福祉的就労	12
17位	高齢化	26	47位	支援者	12
18位	助成金	25	48位	重度化	11
19位	利用者様	24	49位	施設外就労	11
20位	生産活動	23	50位	万円	11
21位	作業能力	22			
22位	生産性	22			
23位	就労支援	22			
24位	社会参加	20			
25位	必要性	19			
26位	設備投資	19			
27位	人たち	19			
28位	作業所	17			
29位	私たち	17			
30位	生活保護	17			

上位50の頻出語のうち、次の①と②のカテゴリーごとに、いくつかの語を抽出した。

① 事業所の現況や工賃向上の課題についての具体的な要因を示す語

居場所、生活介護、生活保護、高齢化、単価

② 今後の取り組みの方向性、望んでいる支援の具体的な方向性を示す語

生産活動、設備投資、商品開発、自主製品

抽出した語を含む自由回答テキストの分析を行った。なお、本報告書に自由意見を掲載するにあたり、意見内容が明確になるよう若干の編集を行っている。

(2) 現況や課題の要因

① 居場所

「居場所」という語を含む自由回答の意見をまとめると、障害者が安心して日中を過ごせる居場所や社会との接点の提供の場としてのB型事業所のあり方への理解を求める意見が多数みられる。また、利用者においても、より高い工賃を求める利用者もいれば、工賃よりも居場所を求めてB型事業所に来る利用者も多く、両者を調整しながら工賃の向上を進める難しさへの理解を求める意見、さらに、居場所を提供することが利用者の家族のレスパイト的な役割を担うことにもなるとの意見もある。

表 2-3-2 居場所を含む主な自由回答

Т	L	自由回答
2	4	B型は居場所ではなく働く場の認識を持つならば、働く場の提供と、工賃の向上は当然であると思います。できればA型に近づいて、AとBと分けずに障害福祉就労サービスが提供できればいいと思います。 又さらに他の就労困難者も一緒に働ける環境作りができればいいと思います。
1	1	B型事業には多様な生き方を提示できるキャパが必要だと思います。 「生活」を営むためには、「労働」「生活」「余暇」が必要であり、社会資源の中で一元的にそれを満たすことができる資源が無い限り、B型事業に求められる、「居場所」「個人個人の段階に合わせた生活、労働支援プログラム」が必要だと思います。特に精神障害者に対する資源は現状では乏しく、もっと多様なサービス形態(人が生きるにあたって)の資源の必要性が感じられます。
		就労継続支援B型事業の利用者様の実態として、旧制度からの考え方を継続している事業(『居場所』といった考え方など)の地域ごとの割合で、就労へ支援の考え方が変わってしまうため、地域差をなくして全体が理解していける方法や改善する手立てを考える必要があると感じ、工賃の向上を推進できる可能性があると感じました。
1	1	工賃の向上も大事だと感じるが、それを望まない方(居場所としての利用)も存在し、工賃向上は時に 弊害となるのではないだろうか。
1	1	工賃向上のためには、生産活動による収入だけではなく、訓練等給付費からの工賃の支払いができたら良いと思います。B型事業所が乱立した現在、訓練等給付費も居場所提供で請求する事業所が増えれば、 財政難になり改定せざるを得ないと状況だと思います。
		工賃向上の取り組みはある一定の工賃額までは必要と考えるが、毎年年齢もアップし高齢化も問題となり技能や体力もダウンする中、工賃アップへ取り組んでいくことは大変困難なこととなっている。地域の障害者の受け皿として働く環境を残しつつ、居場所としての役割を担っていく事業も必要と考える。工賃額の設定ライン(ランク)も設けられるとよいとも感じている。介護保険に移行できない高齢障害者の対応に迫られているが、次の居場所作りが地域でも必要になっている。介護保険事業との共生も次年度から可能となるが、まだまだ詳細な内容も示されず取り組みも進まない現状もある。今後も就労継続支援B型事業のニーズはあるため、工賃の向上が難しくなると捉えている。
1	4	就労継続B型事業所に限らず、障害者の方が日中に活動できる場所、収入を得ることができれば一番良いが、しかし、得られなくても障害者の居場所(活動の場・働ける場所等)、利用できる安心な場所が必要だと思います。障害者自身はもとより、障害者を支える家族の方への負担軽減もできるため、日中の活動を提供できる場所は欠かせないと思います。
		就労継続支援A型が大変な勢いで増加した影響か、より多い工賃を得たいと思う利用者がB型へ来ることはほとんどなくなった。今度の報酬見直しでA型がどのように変わるのかはわからないし、そのことで利用者にどのような変化が生まれるのかも、まだわからない。ただここ数年のB型の利用希望者を受け入れる中で、期限のない、工賃額に拘らない、居場所や社会復帰の第一歩として利用したいという方が多くいて、B型はそうした人にこそニーズがあるのではと感じる。そんな中で、工賃向上だけを指標にする報酬制度には疑問を感じる。B型のあり方そのものについて議論すべきではないか。
1	2	就労継続支援B型の存在というのは障碍者の方々にとっては居場所でもあり、就労前訓練であったり、 生活リズムの確立のためのものであったりと各々いろいろな目標を持って利用できる場所として貴重 な事業だととらえている。そのために障碍者の方々が利用しやすい事業所を目指してがんばっていこう という意識を持てるようなサービスのあり方を考えていきたい。工賃によって給付費の格差をつけると いう声も聞こえているなかで単に工賃のみで判断するのではなく内容をもう少し考えていきたい。

^{*:} T=事業類型(1:B型+移行支援、2:A型、3:生活介護、4:複合)、L=賃金階層(1:1.0万未満、2:1.0~1.5万、3:1.5~2.0万、4:2.0~2.5万、5:2.5~3.0万、6:3.0万以上)を示す(以下同様)

Т	L	自由回答
1	2	就労継続支援B型事業の制度自体に多くの矛盾があり廃止すべき事業であると思う。少なくとも「就労の訓練」と「居場所」「日中活動の場」は別の事業で行うべき。工賃向上について、月額でカウントするのはおかしい。事業所、利用者によりにより日数も時間数も違うはず。時間給で表示すべき(最低賃金も時間給)。優先調達、共同受注等は仕事ができるだけで工賃向上に直接は結び付かない、行政がなぜ力を入れているのか疑問。
3	2	就労継続支援B型事業には、就職を目指す人と、居場所として安らぎを求めている人とが混在しており、一概に工賃向上が最良とは思わないが、工賃向上を考えようとしない職員の姿勢は変えないといけない。 平均工賃を月額で報告を求められるが、障がいの特性により週に1日、しかも半日という人もおり、何を持って平均というのか。「平均月額工賃が15000円」というのはしっくりこない。
1	2	就労支援B型事業所利用者は、本人の意思と社会的意識のギャップがあると思います。 万人が就労できるとは限らない現実で、居場所となるケースが多いと思われます。 その受け皿として就労支援B型事業所を認知していただき、利用者の生活の場として支援が必要と思われます。
		都道府県や国は工賃向上を訴えることが多く、平均工賃の引き上げを積極的に言われることが多いですが、障害が重度であり、ある意味居場所提供として通所する利用者も多くいるという障害福祉の現状もわかってほしい思います。 法人の事業として存続するためには、たとえ障害を持っていて、雇用契約を交わしていない関係であったとしても、相応の就労を行うことができずにいらっしゃる方々の工賃を理由なく上げることは、損失にしかつながりません。 平均工賃だけを机上でみられるのみでは、事業所が抱える平均工賃の向上が難しいという理由がわからないのかなとも、現場では感じます。
3	1	当事業所は、主に身体障害者が利用しているので、利用者ができる作業が限られており、どうしても職員の負担が大きくなる。また、利用者も居場所としての事業所というとらえかたをされている方が多く、工賃をたくさんもらいたいという希望はあっても、現実問題として売上アップにつながるような作業をすることが困難である。
1	2	利用者は障がい特性が多様化していたり、「働いて工賃を稼ぐ」だけではなく、居場所、やりがい、生きがい、他者との交流、自分に自信が持てること、次のステップのための訓練等々さまざまな目的があったりと、B型事業所のあり方が多様化している。ただただ『工賃向上』『就職数の増加』だけで事業所の価値を決められるのは(加算等)現状にそぐわなくなってきている。多様化したニーズに沿った制度や仕組みも必要だと思う。

② 生活介護

「生活介護」という語を含む自由回答の意見をまとめると、生活介護施設に入所できずにやむを得ずB型事業所に来所しているケースも多く、B型事業利用者と本来生活介護のサービスを受けるべき利用者の混在がみられ、作業能力や就労に対する意識の差が工賃向上を図る上で障壁となっているとの意見がみられる。

表 2-3-3 生活介護を含む主な自由回答

Т	L	自由回答
3	3	「生活介護」で定員からあふれた人の「やむを得ず」の行き場ともなっているB型に対して、ただ単に 既存の数的目標達成を求めるのは、全体の矛盾の末端へのしわ寄せに他ならない。制度設計者は現状認 識が足りないと言わざるを得ないのではないか。
1	5	B型と一口に言っても、利用者のニーズや能力の差がある。 生活介護がフィットする利用者の方もB型に通っており、これらの方の支援をしながら工賃アップすることは苦難がある。
1	3	B型と生活介護の明確な区分け基準が必要と感じます。 B型のカラーをもっと強く出していきたいと 感じます(工賃額等で)。
2	1	B型を利用する利用者の障害程度があまりに幅広く、B型と生活介護のサービスが混在している状態にあると感じています。一般企業へ就労するための訓練としてA型や就労移行支援がメインになりがちですが、その前段階としてのB型の就労訓練機能もとても重要なものだと思います。B型と生活介護をはっきりと住み分けさせるのではなく、例えば就労移行支援事業のように就職実績や定着支援実施への報酬設定、あるいは重度者支援体制加算の充実化などを図っていただきたいと願っています。
1	2	単価の安い下請作業を継続して、どうにか工賃を支払うことが出来ているが、今後制度上工賃向上が厳しくなった場合に、事業継続できるかどうか疑問がある。生活介護ではない、余暇を交えた、日中の生活の場の提供の現状も理解が必要と考える。

日 自由回答 日型事業に取り組んでいる事業所の中には、自分たちでないと障害者支援ができないと考え、工貨上に取り組んでいないことの言い訳にしているようなところが多いように感じます。また、福祉しんできていないために、工賃の向上に取り組めないスタッフも多いと感じています。工賃の向上をる上では、管理者自身も自分の考えを大きく変え、例えば一般企業において高い能力を発揮してい材をスタッフとして雇用し、事業所全体で工賃の向上に取り組む環境づくりを行うなど、今までのの常識とは違う取り組み取しなければいけないと感じています。障害のある方が地域で働き、高いを得ることにより、生活の質を向上させる。その事がB型事業所の役割だと思います。工賃の向」れない事業所は淘汰されていくような厳しさのある環境になるべきだとも考えます。障害が重いりけ入れているB型事業所として自治体が指定し直すという厳しきも必要ではないでしょうか。 B型事業を利用されておられる方は、全ての方が労働対価を求めておられる方は取り組む事業府をB型事業所として自治体が指定し直すという厳しきも必要ではないでしょうか。 日型事業を利用さない方もおられます。相性等の問題で居場所を求めておられる方は次りではなく、登護事業を利用できない方もおられまられまっ。相性等の問題で居場所を求めておられる方は次のではなくなってのるが応なども問題が生じています。 B型事業と生活介護事業の狭間におられる利用者を支援する制度があればくづく思います。 「教労継続日事業でも加齢や障害の重度化によって仕事に携わることが困難になっている利用者もそのため、訓練給付の意味が薄れている。一方、生活介護でも工賃収入が高い事業所も少なくなく、この大部総かみから全体の機能を理とした上で制度設計を組み直した方が良いと感じている。 精神障害の場合支援区分3以上が認定されることはほとんどない。その場合、就労意欲の無い当等毎日の通勤を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用できないため生活りを安定化するため、また日中の居場所として本意ながら「就労事業」を利用できないため生活りを安定化するため、また日中の居場所として本意ながら「就労事業」を利用できないため生活りを安定化するため、また日中の居場所として本意ながら「就労事業」を利用できないため生活りを安定化けるような場側体系を望んでいます。工賃成果については、せめて日額平均で評価いただいた。 第5第継続支援ト型に近いB型の利用者さんと、生活介護に近い就労継続支援日型の利用者さんに、新労継続支援日型の利用者さんに、新労継続支援日型の利用者さんに、新労継続支援日型の利用者さんに、新労を接続支援日型の利用者さんと、生活介護に近い路型の利用者さんと、生活介護に近い路型の利用者さんに、対し、大部に対しまが対しまれば、といれば、対しまれば、対しまれば、対しまれば、対しまれば、といまれば	
上に取り組んでいないことの言い訳にしているようなところが多いように感じます。また、福祉しんできていないために、工賃の向上に取り組めないスタッフも多いと感じています。工賃の向上ででは、管理者自身も自分の考えを大きく変え、例えば一般企業において高い能力を発揮してい材をスタッフとして雇用し、事業所全体で工賃の向上に取り組む忠環づくりを行うなど、今までのの常識とは違う取り組みもしなければいけないと感じています。障害のある方が地域で働き、高いを得ることにより、生活の質を向上させる。その事がB型事業所の役割だと思います。工賃の向」れない事業所は淘汰されていくような厳しさのある環境になるべきだとも考えます。障害が重しり行入れているB型事業所は思い切って生活介護に事業変更し、工賃の向上に真剣に取り組む事業のをB型事業所として自治体が指定し直すという厳しさも必要ではないでしょうか。 B型事業を利用できない方もおられます。相性等の問題で居場所を求めておられる方ばかりではなく、生護事業を利用できない方もおられます。相性等の問題で居場所を求めておられる方はかりではなく、生活のめ、工賃向上のみ特化した支援等はかなり困難で、現場職員の数の不足や個々の対応なども問題が生じています。 B型事業と生活介護事業の狭間におられる利用者を支援する制度があればくづく思います。 旅労継続B事業でも加齢や障害の重度化によって仕事に携わることが困難になっている利用者もため、訓練給付の意味が薄れている。一方、生活介護でも工賃収入が高い事業所も少なくなく、同区別が難しくなっている。一方、生活介護でも工賃収入が高い事業所も少なくなく、同区の枠組みから全体の機能整理をした上で制度設計を組み直した方が良いと感じている。精神障害の場合支援区分3以上が認定されることはほとんどない。その場合、就労意欲の無い当ま毎日の通勤を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用している。週刊利は当然無理であるような当事者(当事業所では週に1日来れば上出来な精神障害当事者いる含めた月額平均工賃の第出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対しまがたけるような報酬体系を望んでいます。工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。 就労継続支援各型に近いB型の利用者さんと、生活介護に近い就労継続支援B型の利用者さんに支援が支援事業収入及び目標工賃額(向上%)が一緒な状態は運営上及び生活介護に近いB型利用者に対して不利な状態だと思う。自立支援法に伴い施設を体系化して整備したが、新規で利用する方はともかくとして今までの福祉であっても福祉的就労を望んでいる方に就職へ向けての訓練の場であるB型は合わない。しかし、	の向
んできていないために、工賃の向上に取り組めないスタッフも多いと感じています。工賃の向上をる上では、管理者自身も自分の考えを大きく変え、例えば一般企業において高い能力を発揮してい材をスタッフとして雇用し、事業所全体で工賃の向上に取り組む環境づくりを行うなど、今までのの常識とは違う取り組みもしなければいけないと感じています。障害のある方が地域で働き、高いを得ることにより、生活の質を向上させる。その事がB型事業所の役割だと思います。工賃の向上れない事業所は淘汰されていくような厳しさのある環境になるべきだとも考えます。障害が重いりけ入れているB型事業所は思い切って生活介護に事業変更し、工賃の向上に真剣に取り組む事業所をB型事業の計して自治体が指定し直すという厳しさも必要ではないでしょうか。 B型事業を利用されておられる方は、全ての方が労働対価を求めておられる方はかりではなく、登護事業を利用できない方もおられます。相性等の問題で居場所を求めておられる方も複数おられるそのため、工賃向上のみ特化した支援等はかなり困難で、現場職員の数の不足や個々の対応なども問題が生じています。 B型事業と生活介護事業の狭間におられる利用者を支援する制度があればくづく思います。 就労継続日事業でも加齢や障害の重度化によって仕事に携わることが困難になっている利用者もきため、訓練給付の意味が薄れている。一方、生活介護でも工賃収入が高い事業所も少なくなく、「の区別が難しくなっている。単に運営上のメリットで契約をするだけの使い分けになっているので度の枠組みから全体の機能整理をした上で制度設計を組み直した方が良いと感じている。精神障害の場合支援区分3以上が認定されることはほとんどない。その場合、厳労意欲の無い当時毎日の通勤を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用できないため生活りを安定化するため、また日中の居場所として不本意ながら「就労B型事業」を利用している。週間利用は当然無理であるような当事者(当事業所では週に1日来れば上出来な精神障害当事者もいる含めた月額平均工賃の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対しまった。近端に対して不利な状態だと思う。 就労継続支援A型に近いB型の利用者さんと、生活介護に近い就労継続支援B型の利用者さんに対象労援助を強いただとして今までの福祉が表が表して、整備したが、新規で利用する方はともかくとして今までの福祉であるB型は合わない。しかし、	
る上では、管理者自身も自分の考えを大きく変え、例えば一般企業において高い能力を発揮してい 材をスタッフとして雇用し、事業所全体で工賃の向上に取り組む環境づくりを行うなど、今までの の常識とは違う取り組みもしなければいけないと感じています。障害のある方が地域で働き、高い を得ることにより、生活の質を向上させる。その事がB型事業所の役割だと思います。工賃の向」 れない事業所は淘汰されていくような厳しさのある環境になるべきだとも考えます。障害が重いり け入れているB型事業所は思い切って生活介護に事業変更し、工賃の向上に真剣に取り組む事業所 をB型事業を利用されておられる方は、全ての方が労働対価を求めておられる方ばかりではなく、生 護事業を利用できない方もおられます。相性等の問題で居場所を求めておられる方はなりではなく、生 護事業を利用できない方もおられます。相性等の問題で居場所を求めておられる方はなりではなく、生 護事業を利用できない方もおられます。相性等の問題で居場所を求めておられる方はなられる方 は、づく思います。 B型事業と生活介護事業の狭間におられる利用者を支援する制度があれば くづく思います。 B型事業と生活介護事業の狭間におられる利用者を支援する制度があれば くづく思います。 が発継続日事業でも加齢や障害の重度化によって仕事に携わることが困難になっている利用者も多 ため、訓練給付の意味が薄れている。一方、生活介護でも工賃収入が高い事業所も少なくなく、同 の区別が難しくなっている。単に運営上のメリットで契約をするだけの使い分けになっているので度の枠組みから全体の機能整理をした上で制度設計を組み直した方が良いと感じている。 精神障害の場合支援区分3以上が認定されることはほとんどない。その場合、就労意欲の無い当等 毎日の通勤を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用している。週 毎日の通勤を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用している。 自の運動を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用している。 のと別が難に当まるような当事者(当事業所では週に1日来れば上出来な精神障害当事者もいる 含めた月額平均工賃の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対し器 が大能に支援の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対しる のと別が難に支援と型の利用者さんと、生活介護に近い就労継続支援と型の利用者さんにない。 就労支援事業収入及び目標工賃額(向上%)が一緒な状態は運営上及び生活介護に近いB型利用者 に対して不利な状態だと思う。 自立支援法に伴い施設を体系化して整備したが、新規で利用する方はともかくとして今までの福祉 ビスを利用していた人にはわかりづらいし、ニーズに合っていないのではないか。例えば手先が であっても福祉的就分を望んでいる方に就職へ向けての訓練の場であるB型は合わない。しかし、	
材をスタッフとして雇用し、事業所全体で工賃の向上に取り組む環境づくりを行うなど、今までのの常識とは違う取り組みもしなければいけないと感じています。障害のある方が地域で働き、高いを得ることにより、生活の質を向上させる。その事がB型事業所の役割だと思います。正賃の向上に真剣に取り組みもしないのまる環境になるべきだとも考えます。障害が重いりけ入れているB型事業所は思い切って生活介護に事業変更し、工賃の向上に真剣に取り組む事業所をB型事業所として自治体が指定し直すという厳しさも必要ではないでしょうか。 日型事業を利用されておられる方は、全ての方が労働対価を求めておられる方ばかりではなく、生護事業を利用できない方もおられます。相性等の問題で居場所を求めておられる方も複数おられままのため、工賃向上のみ特化した支援等はかなり困難で、現場職員の数の不足や個々の対応なども問題が生じています。 B型事業と生活介護事業の狭間におられる利用者を支援する制度があればくづく思います。	-
の常識とは違う取り組みもしなければいけないと感じています。障害のある方が地域で働き、高いを得ることにより、生活の質を向上させる。その事がB型事業所の役割だと思います。工賃の向」れない事業所は淘汰されていくような厳しさのある環境になるべきだとも考えます。障害が重い分け入れているB型事業所は思い切って生活介護に事業変更し、工賃の向上に真剣に取り組む事業別をB型事業所として自治体が指定し直すという厳しさも必要ではないでしょうか。 B型事業所として自治体が指定し直すという厳しさも必要ではないでしょうか。 B型事業を利用されておられる方は、全ての方が労働対価を求めておられる方ばかりではなく、生護事業を利用できない方もおられます。相性等の問題で居場所を求めておられる方も複数おられまったのため、工賃向上のみ特化した支援等はかなり困難で、現場職員の数の不足や個々の対応なども問題が生じています。 B型事業と生活介護事業の狭間におられる利用者を支援する制度があればくづく思います。 就労継続目事業でも加齢や障害の重度化によって仕事に携わることが困難になっている利用者も行きため、訓練給付の意味が薄れている。一方、生活介護でも工賃収入が高い事業所も少なくなく、同の区別が難しくなっている。単に運営上のメリットで契約をするだけの使い分けになっているので度の枠組みから全体の機能整理をした上で制度設計を組み直した方が良いと感じている。精神障害の場合支援区分3以上が認定されることはほとんどない。その場合、就労意欲の無い当時毎日の通勤を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用できないため生活りを安定化するため、また日中の居場所として不本意ながら「就労B型事業」を利用できないため生活りまたが、表別では国力に対している。週に対かた対しまたが、またく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対しまったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対しまったがはある。精神障害当事者に寄り添った支援に対しまったがはある。特神障害の事者に寄り添った支援に対しまったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対したがあるようないます。工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。	
れない事業所は淘汰されていくような厳しさのある環境になるべきだとも考えます。障害が重い人け入れているB型事業所は思い切って生活介護に事業変更し、工賃の向上に真剣に取り組む事業別をB型事業所として自治体が指定し直すという厳しさも必要ではないでしょうか。 B型事業を利用されておられる方は、全ての方が労働対価を求めておられる方ばかりではなく、生護事業を利用されておられる方は、全ての方が労働対価を求めておられる方はかりではなく、生活のため、工賃向上のみ特化した支援等はかなり困難で、現場職員の数の不足や個々の対応なども問題が生じています。 B型事業と生活介護事業の狭間におられる利用者を支援する制度があればくづく思います。 就労継続B事業でも加齢や障害の重度化によって仕事に携わることが困難になっている利用者も変しため、訓練給付の意味が薄れている。一方、生活介護でも工賃収入が高い事業所も少なくなく、同の区別が難しくなっている。単に運営上のメリットで契約をするだけの使い分けになっているの変度の枠組みから全体の機能整理をした上で制度設計を組み直した方が良いと感じている。 精神障害の場合支援区分3以上が認定されることはほとんどない。その場合、就労意欲の無い当事毎日の通勤を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用している。週に利用は当然無理であるような当事者(当事業所では週に1日本れば上出来な精神障害当事者もいる含めた月額平均工賃の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対しまれば、出来な精神障害当事者といる含めた月額平均工賃の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対しまっただい。	
け入れているB型事業所は思い切って生活介護に事業変更し、工賃の向上に真剣に取り組む事業所をB型事業所として自治体が指定し直すという厳しさも必要ではないでしょうか。 B型事業を利用されておられる方は、全ての方が労働対価を求めておられる方ばかりではなく、生護事業を利用できない方もおられます。相性等の問題で居場所を求めておられる方も複数おられる方も複数おられる方とでした。 Tのため、工賃向上のみ特化した支援等はかなり困難で、現場職員の数の不足や個々の対応なども問題が生じています。 B型事業と生活介護事業の狭間におられる利用者を支援する制度があればくづく思います。 就労継続B事業でも加齢や障害の重度化によって仕事に携わることが困難になっている利用者も多ため、訓練給付の意味が薄れている。一方、生活介護でも工賃収入が高い事業所も少なくなく、同の区別が難しくなっている。単に運営上のメリットで契約をするだけの使い分けになっているので度の枠組みから全体の機能整理をした上で制度設計を組み直した方が良いと感じている。 精神障害の場合支援区分3以上が認定されることはほとんどない。その場合、就労意欲の無い当時毎日の通勤を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用できないため生活りを安定化するため、また日中の居場所として不本意ながら「就労B型事業」を利用している。週間利用は当然無理であるような当事者(当事業所では週に1日来れば上出来な精神障害当事者もいる含めた月額平均工賃の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対しただいただけるような報酬体系を望んでいます。工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。 就労継続支援A型に近いB型の利用者さんと、生活介護に近い就労継続支援B型の利用者さんに対い、 就労継続支援A型に近いB型の利用者さんと、生活介護に近い就労継続支援B型の利用者さんに対い、 まが発展する場合に対して不利な状態に変しないます。工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。 就労継続支援A型に近いB型の利用者さんと、生活介護に近い就労継続支援B型の利用者さんに対い、 まが発展する場合に対していまれば、新規で利用する方はともかくとして今までの福祉に対して不利な状態だと思う。 自立支援法に伴い施設を体系化して整備したが、新規で利用する方はともかくとして今までの福祉に対していた人にはわかりづらいし、ニーズに合っていないのではないか。例えば手先がであっても福祉的就分を望んでいる方に、新規で利用する方はともかくとして今までの福祉に対していた人にはわかりがらいし、二人に対していまれば、新規で利用する方はともかくとして参考にあるB型は合わない。しかし、	が図
をB型事業所として自治体が指定し直すという厳しさも必要ではないでしょうか。 B型事業を利用されておられる方は、全ての方が労働対価を求めておられる方ばかりではなく、名護事業を利用できない方もおられます。相性等の問題で居場所を求めておられる方も複数おられる方も複数おられる方とである。工賃向上のみ特化した支援等はかなり困難で、現場職員の数の不足や個々の対応などに問題が生じています。 B型事業と生活介護事業の狭間におられる利用者を支援する制度があればくづく思います。 就労継続B事業でも加齢や障害の重度化によって仕事に携わることが困難になっている利用者もため、訓練給付の意味が薄れている。一方、生活介護でも工賃収入が高い事業所も少なくなく、での区別が難しくなっている。単に運営上のメリットで契約をするだけの使い分けになっているので度の枠組みから全体の機能整理をした上で制度設計を組み直した方が良いと感じている。 精神障害の場合支援区分3以上が認定されることはほとんどない。その場合、就労意欲の無い当場毎日の通勤を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用できないため生活りを安定化するため、また日中の居場所として不本意ながら「就労B型事業」を利用している。週8利用は当然無理であるような当事者(当事業所では週に1日来れば上出来な精神障害当事者もいる含めた月額平均工賃の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対しまっただけるような報酬体系を望んでいます。 工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。 就労継続支援A型に近いB型の利用者さんと、生活介護に近い就労継続支援B型の利用者さんに対いただけるような報酬体系を望んでいます。 工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。	を受
日型事業を利用されておられる方は、全ての方が労働対価を求めておられる方ばかりではなく、生護事業を利用できない方もおられます。相性等の問題で居場所を求めておられる方も複数おられまで、担賃向上のみ特化した支援等はかなり困難で、現場職員の数の不足や個々の対応なども問題が生じています。 B型事業と生活介護事業の狭間におられる利用者を支援する制度があればくづく思います。	だけ
 護事業を利用できない方もおられます。相性等の問題で居場所を求めておられる方も複数おられまたのため、工賃向上のみ特化した支援等はかなり困難で、現場職員の数の不足や個々の対応なども問題が生じています。 B型事業と生活介護事業の狭間におられる利用者を支援する制度があればくづく思います。 就労継続B事業でも加齢や障害の重度化によって仕事に携わることが困難になっている利用者も多ため、訓練給付の意味が薄れている。一方、生活介護でも工賃収入が高い事業所も少なくなく、同区別が難しくなっている。単に運営上のメリットで契約をするだけの使い分けになっているので度の枠組みから全体の機能整理をした上で制度設計を組み直した方が良いと感じている。 精神障害の場合支援区分3以上が認定されることはほとんどない。その場合、就労意欲の無い当時毎日の通勤を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用できないため生活りを安定化するため、また日中の居場所として不本意ながら「就労B型事業」を利用している。週間利用は当然無理であるような当事者(当事業所では週に1日来れば上出来な精神障害当事者もいる含めた月額平均工賃の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対しまいただけるような報酬体系を望んでいます。工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。 就労継続支援A型に近いB型の利用者さんと、生活介護に近い就労継続支援B型の利用者さんに対いただけるような報酬体系を望んでいます。工賃成果については、せめて日額平均で評価いただいただけるような報酬体系を望んでいます。工賃成果については、せめて日額平均で評価いただいただけるような報酬体系を望んでいます。 立支援法に伴い施設を体系化して整備したが、新規で利用する方はともかくとして今までの福祉である日間ではないか。例えば手先がであっても福祉的就労を望んでいる方に就職へ向けての訓練の場であるB型は合わない。しかし、 	
1 そのため、工賃向上のみ特化した支援等はかなり困難で、現場職員の数の不足や個々の対応など相問題が生じています。 B型事業と生活介護事業の狭間におられる利用者を支援する制度があればくづく思います。	活介
問題が生じています。 B型事業と生活介護事業の狭間におられる利用者を支援する制度があればくづく思います。	きす。
くづく思います。 就労継続B事業でも加齢や障害の重度化によって仕事に携わることが困難になっている利用者も含ため、訓練給付の意味が薄れている。一方、生活介護でも工賃収入が高い事業所も少なくなく、同の区別が難しくなっている。単に運営上のメリットで契約をするだけの使い分けになっているので度の枠組みから全体の機能整理をした上で制度設計を組み直した方が良いと感じている。 精神障害の場合支援区分3以上が認定されることはほとんどない。その場合、就労意欲の無い当事毎日の通勤を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用できないため生活りを安定化するため、また日中の居場所として不本意ながら「就労B型事業」を利用している。週間利用は当然無理であるような当事者(当事業所では週に1日来れば上出来な精神障害当事者もいる含めた月額平均工賃の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対し診いただけるような報酬体系を望んでいます。 工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。	々な
は	とつ
4	
4	シレン
4 4 の区別が難しくなっている。単に運営上のメリットで契約をするだけの使い分けになっているので度の枠組みから全体の機能整理をした上で制度設計を組み直した方が良いと感じている。 精神障害の場合支援区分3以上が認定されることはほとんどない。その場合、就労意欲の無い当事 毎日の通勤を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用できないため生活りを安定化するため、また日中の居場所として不本意ながら「就労B型事業」を利用している。週1利用は当然無理であるような当事者(当事業所では週に1日来れば上出来な精神障害当事者もいる含めた月額平均工賃の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対し記いただけるような報酬体系を望んでいます。 工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。 就労継続支援A型に近いB型の利用者さんと、生活介護に近い就労継続支援B型の利用者さんに対いて対して不利な状態だと思う。 自立支援法に伴い施設を体系化して整備したが、新規で利用する方はともかくとして今までの福祉ビスを利用していた人にはわかりづらいし、ニーズに合っていないのではないか。 例えば手先がであっても福祉的就労を望んでいる方に就職へ向けての訓練の場であるB型は合わない。しかし、	
度の枠組みから全体の機能整理をした上で制度設計を組み直した方が良いと感じている。 精神障害の場合支援区分 3 以上が認定されることはほとんどない。その場合、就労意欲の無い当事 毎日の通勤を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用できないため生活しを安定化するため、また日中の居場所として不本意ながら「就労B型事業」を利用している。週 5 利用は当然無理であるような当事者(当事業所では週に1日来れば上出来な精神障害当事者もいる含めた月額平均工賃の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対し割いただけるような報酬体系を望んでいます。 工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。	
精神障害の場合支援区分3以上が認定されることはほとんどない。その場合、就労意欲の無い当事毎日の通勤を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用できないため生活りを安定化するため、また日中の居場所として不本意ながら「就労B型事業」を利用している。週1利用は当然無理であるような当事者(当事業所では週に1日来れば上出来な精神障害当事者もいる含めた月額平均工賃の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対し許いただけるような報酬体系を望んでいます。 工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。	7 1153
毎日の通勤を含めた就労活動に耐えられない当事者が「生活介護事業」を利用できないため生活とを安定化するため、また日中の居場所として不本意ながら「就労B型事業」を利用している。週間利用は当然無理であるような当事者(当事業所では週に1日来れば上出来な精神障害当事者もいる含めた月額平均工賃の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対し高いただけるような報酬体系を望んでいます。 工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。 就労継続支援A型に近いB型の利用者さんと、生活介護に近い就労継続支援B型の利用者さんに対けて不利な状態でと思う。 自立支援法に伴い施設を体系化して整備したが、新規で利用する方はともかくとして今までの福祉でスを利用していた人にはわかりづらいし、ニーズに合っていないのではないか。 例えば手先がであっても福祉的就労を望んでいる方に就職へ向けての訓練の場であるB型は合わない。しかし、	三老
を安定化するため、また日中の居場所として不本意ながら「就労B型事業」を利用している。週 8 利用は当然無理であるような当事者(当事業所では週に1日来れば上出来な精神障害当事者もいる 含めた月額平均工賃の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対し言いただけるような報酬体系を望んでいます。 工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。	
利用は当然無理であるような当事者(当事業所では週に1日来れば上出来な精神障害当事者もいる 含めた月額平均工賃の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対し言いただけるような報酬体系を望んでいます。 工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。	
含めた月額平均工賃の算出は、まったく無意味である。精神障害当事者に寄り添った支援に対し割いただけるような報酬体系を望んでいます。 工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。	
いただけるような報酬体系を望んでいます。 工賃成果については、せめて日額平均で評価いただい。	
い。	
 就労継続支援A型に近いB型の利用者さんと、生活介護に近い就労継続支援B型の利用者さんに対	C / C
3 2 就労支援事業収入及び目標工賃額(向上%)が一緒な状態は運営上及び生活介護に近いB型利用者に対して不利な状態だと思う。 自立支援法に伴い施設を体系化して整備したが、新規で利用する方はともかくとして今までの福祉 ビスを利用していた人にはわかりづらいし、ニーズに合っていないのではないか。 例えば手先がであっても福祉的就労を望んでいる方に就職へ向けての訓練の場であるB型は合わない。しかし、	する
に対して不利な状態だと思う。 自立支援法に伴い施設を体系化して整備したが、新規で利用する方はともかくとして今までの福祉 ビスを利用していた人にはわかりづらいし、ニーズに合っていないのではないか。 例えば手先が であっても福祉的就労を望んでいる方に就職へ向けての訓練の場であるB型は合わない。しかし、	
自立支援法に伴い施設を体系化して整備したが、新規で利用する方はともかくとして今までの福祉 ビスを利用していた人にはわかりづらいし、ニーズに合っていないのではないか。 例えば手先が であっても福祉的就労を望んでいる方に就職へ向けての訓練の場であるB型は合わない。しかし、	- · -
ビスを利用していた人にはわかりづらいし、ニーズに合っていないのではないか。 例えば手先がであっても福祉的就労を望んでいる方に就職へ向けての訓練の場であるB型は合わない。しかし、	:サー
であっても福祉的就労を望んでいる方に就職へ向けての訓練の場であるB型は合わない。しかし、	
│ │ │ │ で生活介護と比較すればB型を選ばざるを得ないのではないか。 B型事業所にも個々に特色があ	り、
仕事が豊富で給与が高いのか、生活介護までではないが生活支援や余暇を中心にするのかなど幅か	ある
と感じる。そして、それは地域格差が大きいのが現状である。選んで契約する時代になったが、糸	局は
必ずしもニーズに合った事業所がないのが現状ではないか。 その中で、一元的に「工賃は上げて	
もの」と計画の作成を義務化しているのは、少し現状にはそぐっていないのではないかと感じる。	ただ
し、工賃支払いについて何も無しにしてしまうと、法人の意向や支援員の努力次第で取り組みがな	され
なくなってしまうことは危惧されると感じる。	
就労継続支援B型と生活介護事業は、実際に実施されている事業所内での活動内容が似ており、障	害者
が通所する事業所を選ぶ際に移行事業所のモニタリングが必要なB型は敬遠されつつある。また、	
1 1 程度の高い利用者が行き場が無くなりつつある。工賃に関しては、A型の作業内容や工賃収入のあ	
を見直さないと、B型事業の必要性は無くなり、在宅生活を送る重度障害者の就労の場が無くなる) _o
就労支援B型事業所は、在籍者(利用者さん)の層が、生活介護に該当する方から一般企業に就労	でき
る可能性がある方までと、非常に幅広い。そのため、生活支援・通所支援に重点を置きながら作業	
就労支援も同時に行うことが求められ、業務事業所も多岐にわたり、全体の工賃向上は非常に難じ	
その根底には、生活介護事業所の少なさや精神障害の方々の不定期通所・入退院の繰り返しなど、	
労に適さない方」を受入れているという実態がある。一口に「B型だから工賃向上を!!」という	
な問題ではない。毎日23名の利用者さんの現実と向き合いながら、彼らの実生活上の工賃向上の	必要
性を無視できないのは言うまでもなく、1円でも工賃をアップし、生活の質が上がるようにと、オ	盾と
も言える努力を必死に続けている。「働けない方、働くという意味が理解できない方、働きたくな	ハ方、
働きたい方」と様々な利用者さんだが、そのどの方にもより多くの工賃をお支払いする努力と工夫	をし
続けることが現在のB型の使命だと思う。	

Т	L	自由回答
3	1	常に工賃向上を求められる就労継続支援B型事業に疑問を持っています。A型はより就労支援を強化していくものと考えますが、生産性の向上(工賃向上)の尺度から外れた利用者が、その個々の障害特性に向き合うことこそが自立(自律)に結びつくと思います。その安定した自立こそB型に求められるものと考えます。このように考えますと、将来当事業所B型は生活介護の生産活動型(アクティビティセンター)に移行していくのかと思い悩んでいます。
		先述のとおり、B型事業所での作業と家庭への往復の人生では豊かになれないと考えている。生活は選択の連続であり、より正しい選択をするためには多様な経験に基づく選択が必要であるように考えている。平成30年4月の報酬改定において、就労継続支援B型の事業所評価が平均工賃のみによるものとされており、それにより基本報酬が左右されることと聞いている。当事業所は身体障害者福祉センターB型事業や生活介護事業など多様な事業を併設していることから、(利用者に)多様なプログラムに取り組んで頂き、経験値を増やして貰いたい思いがあることから、平均工賃額による評価方法は馴染まないと考えている。 若い利用者が多様な経験を積まれた後に、A型事業所や企業就職、工賃の高いB型事業への移行等を自らが考えられるようなステップの位置づけでありたいと考えている。 一方で低い工賃で推移していることについては、再考すべきであると認識している。
1	1	利用者のニーズは一般就労の他にも対人や生活習慣等様々ありますが、市町村からの指摘や話を聞くと就労に偏っているように感じられることがあります。生活介護と就労継続支援の中間となるニーズも多く、その方によっては就労系サービスの敷居が高く感じられることもあるようです。様々なニーズに対応するためにも、事業者や利用される方が活動しやすいシステムや仕組みがあればいいと感じられます。

③ 生活保護

「生活保護」という語を含む自由回答の意見をまとめると、B型事業の利用者には生活保護の受給者も多く、それらの利用者は総じて就労に対する意欲が低いため、就労へのモチベーションの喚起に苦労しているとの意見がみられる。また、生活保護費は収入に応じて減額されるため、生活保護を受給している利用者には、基礎控除額(約 15,000 円)以上の収入を避ける傾向があることが指摘されている。

表 2-3-4 生活保護を含む主な自由回答

Т	L	自由回答
1	1	こういった意見を書くと、人によって生活保護受給の引き締めのために悪用されそうですが、工賃向上や就労意欲の低下の要因の一つには生活保護受給者に課せられる収入認定が挙げられると思います。働いても収入として認められることで、どんなにがんばっても金額が変わらないため意欲向上の足かせになっているように感じます。今後のことを考えれば、生活保護申請をしにくくするよりも、受給したのちに再度生活保護がなくとも生活できるように復帰させる取り組みが改めて必要だと感じています。
		工賃向上を妨げていることについては生活保護費との関係がとても大きな部分ございます。
1	3	一生懸命に作業して現金でもらう工賃に大変喜んでくれますが、当事業所は生活保護の方が多く結局保護費を引かれることでやる気を無くす利用者もいます。たとえ保護費が減っても仕事をして手にする工賃の方が誇り高いものであること等をお話ししています。
1	1	生活の安定化は必要だが、働かなくても収入があるとなると(例えば生活保護)全く働く意欲がなくなるケースが多い。
		生活保護(所得税、消費税)、年金(障害年金、国民年金、厚生年金)、福祉サービス(介護保険、国民健康保険、社会保険)等の社会保障中で国民的不満が一番高いのが、年金よりも、生活保護のほうが高いというところを根本から解消しないといけない。 生活保護受給者はB型事業所で働いても、1万5千円以上もらえば、生活保護費を引かれるというところから、働く意欲につながらない。 多くのB型事業所は建物、車両、生産設備が一番お金がかかる部で、アイデアはあってもお金がなくて断念している部分があるので、そこに対してもっともっと充実した助成金が欲しい。
3	2	生活保護と工賃について、がんばって働いても減額をされるのは、何か変。
1	2	生活保護受給者の所得制限との兼ね合いがあり、現実的には生活保護費を3万円程度引き下げて就労意 欲を喚起するような国全体の法改正が必要と痛感しています。
1	1	大半の方は生活保護受給者で生活は成り立っている。しかし、働く意欲、満足感は乏しい。当事業所で自分のやりたいことを見出して、満足感を得てほしいと願っています。工賃は生産性とも関連があり、利用者の才能に期待したい。

Т	L	自由回答
3	2	働いて税金を納めること、の価値を感じてもらうこと。 生活保護を受給している利用者は工賃向上したいのだろうか? 就労移行とB型事業所の工賃向上は相反するように感じる。 当事業所は多機能型で生活介護とB型の事業所で作業を分けることが難しい、現状生産物を買ってもらうのは「福祉だから・障碍者だから」というところが大きい。 一番作業所で困っていることは相反する状況になっていることに目を瞑って仕事をしていることです。
2	3	働きたいという意欲のある障がいの方、精神の方の働ける環境を作ってほしい。 引きこもりの方、はたらく意欲のない方が、働けるようになるプログラムをB型事業所に課してほしい。都道府県、市町村と連携して、生活保護から脱却できるプログラムをB型事業所に課してほしい。働く労働人口が増えれば、仕事の質も上がり、よりよいサービスにつながり、結果的に売上があがり、工賃につながると思う
		年金受給者の工賃アップへのモチベーションは高い傾向にありますが、生活保護(のみ)受給者の方の場合は本人のモチベーションが現状維持の傾向が強く、就労意欲(働く、生きることへの)モチベーションの向上が低い傾向にあると感じています。セーフティーネットとしての生活保護制度の存在を否定するつもりはありませんが、そこから抜け出すための段階的な支援(金銭面、待遇面)が必要では?と感じています。生活保護受給者の最低就労時間(福祉的な就労等での訓練時間)のルール、勤務態度の評価が生活保護費の査定につながるなど、、、または、設問にあったようにベーシックインカムの導入など、、、事業者の努力プラス社会保障制度の変更も必要と考えます

④ 高齢化·重度化

「高齢化」や「重度化」という語を含む自由回答の意見をまとめると、利用者の高齢化や重度 化は利用者の作業能力や就労時間の低下をもたらしていることが大きな課題となってきている ことや、高齢利用者等の生活支援に職員が時間をとられることが多くなってきており、工賃の向 上が増々難しくなってきているとの意見がみられる。

表 2-3-5 高齢化・重度化を含む主な自由回答

Т	L	自由回答
1	1	工賃向上のため、職員・利用者一丸となって取り組んでいるが、利用者の高齢化・重度化(精神障がい者受け入れ)に伴う利用者支援が増え、また、スキルの向上もなかなか難しい中、職員がその分をカバーし、必死に働いている状況。工賃向上もいつか限界が来ると思われる。利用者の支援と工賃向上の間でジレンマを感じている。
		工賃向上の取り組みはある一定の工賃額までは必要と考えるが、毎年年齢もアップし高齢化も問題となり技能や体力もダウンするなか、工賃アップへ取り組んでいくことは大変困難なこととなっている。地域の障害者の受け皿として働く環境を残しつつ、居場所としての役割を担っていく事業も必要と考える。工賃額の設定ライン(ランク)も設けられるとよいとも感じている。介護保険に移行できない高齢障害者の対応に迫られているが、次の居場所作りが地域でも必要になっている。介護保険事業との共生も次年度から可能となるが、まだまだ詳細な内容も示されず取り組みも進まない現状もある。今後も就労継続支援B型事業のニーズはあるため、工賃の向上が難しくなると捉えている。
3	5	今後、B型利用者の高齢化、重度化は進んでいくと思います。しかし働く意思のある人に誇りの持てる 仕事を提供し、一定の工賃を支払っていくには、障害特性に配慮した作業種目の選択と機器の導入によ る質の高い製品を作る等が必要であり、それを支える職員のスキルアップも必要だと思います。
		最近では利用者の高齢化や重度化が進み、以前のように仕事に携われる方が減ってきている。その中で、新規利用者(若者)の確保や若者確保が出来ても仕事意欲が薄いなど事業所としての悩みはつきない。そのなかで、工賃向上がうたわられていて、事業所職員としては、時間外で作業を行うしか方法がない。また、工賃向上を目指すがゆえ、作業に追われ、本来するべき利用者支援が行き届かないなど問題が多い。目標工賃達成加算など、事業所としては確保できる加算は確保していきたい考えだろうが、工賃をあげることだけに注目しては、本来の事業所としての『利用者と共に』『利用者のヘルプ役として』など『支援』という目的が見失われてしまう気がする。
3	1	就労Bと言っても幅が広く、利用者の高齢化・重度化により作業スキルはあるが生産性は上がりにくい現状にある。生産性アップが図りにくい場合、工賃向上を目指したくても目指せない現状の事業所も多くあることを理解していただきたい。
3	1	利用者の高齢化と重度化による生産量の低下や、労働力はあるが、安定した収入(売上)を得られる作業を継続して提供することが難しいため、工賃向上を達成することも難しくなっている。
1	4	利用者の高齢化への対応が求められていることから、平均工賃を向上させていくことの困難さが現場の 実態としてある。

Т	L	自由回答
		精神障害のB型事業所を運営しています。障害の重度化や高齢化など支援ニーズは高まっていると感じています。精神障害の場合、働く以外に通所するサービスが少ないので、B型事業所の役割は大きいと思います。 工賃を稼ぐことは重要と思いますが、企業やA型のように支払うことは難しいので、可能性のある方には企業就労をサポートしています。企業への就労を希望しない方には、生活リズムを整えること、企業就労に向けたステップ、日中の居場所等本人の利用目的に応じて、支援をしています。本人の意向を尊重したいろいろなB型事業所があってよいのではないかと思います。
3	5	地域特性もありますが、高齢化に伴い作業能力が落ちてきており工賃向上が難しくなってきております。何年後かを考えたら働き方を変えていく必要があると思います。個々が地域の中で必要とされ存在価値が認められるように、事業所として色々と考えていきたいと思います。
		利用者の高齢化や重度化が進み、生活支援にかかる時間が増えてきているので、職員配置以上の人数を支援することが、当たり前になってきている。利用者の高齢化や重度化が進み、作業能率の低下が見られるようになった。
1	3	様々の業種の企業の協力があって成り立っていくと思います。少子高齢化社会で益々税収が厳しくなる 世の中で、障がい者の方々の潜在能力を上げて、一人一人を納税者になれるよう育てることが必要だと 思っています。これには国、企業の協力は必要不可欠です。
3	1	利用者様に少しでも多くの工賃を支払いたいと言う気持ちはありますが、事業所の努力だけで利益を上げるのは難しいと感じる。利用者が高齢化してきて、既存の作業に対応できなくなってきているので、新しい作業の開拓をしなければならない。

⑤ 単価

「単価」という語を含む自由回答の意見をまとめると、内職や下請事業の単価が低いため工賃 向上が難しいとの意見が大半を占める。企業に対しての利用者の能力や品質などをアピールする 営業活動を展開する事業所もみられるが、工賃値上げ交渉も単独の事業所で行うことは難しいこ とから下請発注企業に対する最低工賃の規制等を行政に求める意見も多い。また、下請事業に対 して機械化による労働単価の向上や下請からの脱却を目指し新規事業等の開発などに取り組む 事業所もみられるが、いずれも人材面や資金面での課題を抱えており、助成等を求める意見が多 い。

表 2-3-6 単価を含む主な自由回答

Т	L	自由回答
1	2	B型を利用する利用者さんにできる作業は限られているところがあり、単価の高い作業などがなかなか得られないのが現状だと思います。ですので内職作業など単価の安い仕事に助成金で少し上乗せしてくれる制度があれば良いのかなと思います。
3	5	安価な単価での受注は避ける。
3	1	下請作業の単価がもう少し上がるような仕組みが、厚生労働省などで検討して頂けるようになるといいと思います。
4	2	企業から受注する工賃単価が低く、値上げ交渉しているがなかなか結びつかない交渉しすぎると、作業 を切られる可能性もあるので、立場的にとても弱く感じる。
3	1	企業との取引(下請け)で工賃を賄っている場合は、事業所の努力(交渉)だけで十分に工賃を上げるのは限界があり、この結果、障害者に対し正当な報酬とはなっていないことが多いと感じます。例えば箱折りのような軽作業をする場合、健常者がしても障害者がしても能率は別として完成品は同じものですが、健常者には最低賃金が保証されるのに対して、障害者は足元を見られて不当に低い工賃単価に抑えられていると思います。障害者の作業に対しても適切な基準をもとに最低工賃単価のようなものを法制化すべきではないかと考えます。
2	2	機械導入による労働単価の向上
3	6	区分に応じた単価及び最低工賃の設定が必要だと感じます。
1	3	軽作業のお仕事をいただいています。あまりにも作業単価が低すぎます。健常者も障碍者も同じだけの 量を結果として残すこともあります。企業に対し、最低限の作業単価を決めることは不可能でしょう か?同情から自主製品を買っていただくより、同じように働いた対価を考えてほしいと思います。

Т	L	自由回答
1	2	単価の安い下請作業を継続して、どうにか工賃を支払うことが出来ているが、今後制度上工賃向上が厳しくなった場合に、事業継続できるかどうか疑問がある。生活介護ではない、余暇を交えた、日中の生活の場の提供の現状も理解が必要と考える。
3	2	健常者と同じ製品を作ることができる能力を持っていても障害者であることで単価を下げられてしまう。能力的に問題なく品質も維持して不良を出すこともないが単価を上げてもらうことが難しい。こちらもアピールしているがなかなか理解してもらうことができない。我々施設職員側が企業に対する営業能力を高めていく必要があると思われる。
1	1	工賃の単価アップを目指すべきであるが、そのためには、スタッフの意識、経験が大切であり、そこを 改善した上で、仕事の確保が必要であると現状では思う。現状の単価を維持するだけでも大変かなとは 思いつつ、事業所のステップアップを目指さなければいけない。
1	2	工賃向上ばかり言わないで、現場の状況にあわせ生活支援をもっと推奨すべき。(加算も工賃しかついていない)また、現状で工賃アップするためには、30年前から変わっていない工賃単価を最低賃金と同様毎年見直し、強制的にアップさせる仕組みを国が行うべき。(最低でも現在の3倍の工賃単価にしてほしい。)
		工賃向上は基本的に賛成だが、現在のB型制度は、基本報酬単価が低いため、加算に頼らざるを得ず、 目標工賃の達成に主眼が置かれすぎて、本来の障害者支援を見失ってしまう恐れがあるのではないか、 と危惧してしまう。また、食品・商品販売が事業所間で激化し、事業所同士の競争になりつつある。当 法人は農業を得意とする事業所であるが、某事業所では、漬物の加工販売を手掛けており、その事業所 と提携し、農作物を納品させていただいている。これからのB型のあるべき姿は、競争ではなく、互い が得意とする部分を生かし、共存、発展しあうことが必要ではないか、と考える。
1	4	行政機関が、事業所の要望を聞き、生産活動の委託企業へ「工賃単価の是正勧告を行える」仕組み作りがあれば、全体的な障がい者の賃金も上がると思います。
1	2	最低賃金に対して、現在行っている下請事業、製品単価が安価すぎると考えている。国、県、市町村からの業務等については、一定の価格が維持されているが、法人等の価格が安価である。
2	4	作業能力の低い利用者の工賃確保のため職員が、必死に作業をしているのが現状である。当法人の場合 は企業が付いているので単価の良い仕事が途切れることなくあり、比較的高い工賃が支払えている。企 業の協力無しでは、工賃向上は難しいのではないかと考える。
3	4	事業所に軽作業を提供している企業に対し、社会貢献への評価(助成等)がされることで工賃単価の向上がされるとよい。労働により工賃が得られることが、本人にも社会での役割、存在となる。
		事業所の立地が良いため仕事は多いが、作業単価が低い。その原因として、依頼主である企業から直接作業が来るのではなく、下請、もしくは孫請けの作業となっていることである。そのため、利用者さんへ支払う工賃が平均20000円にも満たない。 直接依頼主の企業から仕事を受けることができれば、作業単価が上がり、現在の作業を続けながら工賃を上げることができると考える。 直接依頼主の企業から仕事を受けるためのノウハウを知る必要があると思っている。
1	1	受託作業では単価が安く、工賃向上は見込めない。だからと言って、新規事業を始めるのは難しいと思う。
1	6	就労継続支援B型の中でも事業所ごとの意識の高さや提供サービスの差が大きいと感じる。当施設は施設外就労で一般企業の環境下で働く仕事を提供しており、工賃単価は高いが仕事のハードルも高い。将来的に一般就労や就労継続支援A型への移行を考えている方にはマッチしているが、ゆったり過ごしたい方には合わない。 工賃は上げようと思えば上げられるが、求められる働きも上がるので、利用者のニーズによっては上げない方が良いことも…
3	4	就労支援事業所だけでの努力(紹介による委託作業主に内職系)では単価も低い、地域の企業と行政と地域の事業所が一緒に繋がることで1次2次産業による作業委託ができるネットワークを構築していけば単価も向上し、さらに広がった作業改革にもなるのでは、事業所も努力も必要だが行政がもっと中間的な立場になった地域の企業との連携を担って欲しい!
1	3	小規模事業所での支援費単価が安すぎる。都会ではない事業所では定員割れで祝祭日関係なく職員は働き単価が安いので昇給も賞与もままならない、障害者工賃の向上よりも職員の給与が払えるかどうかということにもなるとB型の利用者の話どころではない。
1	1	障害には内職の仕事しかなく内職の仕事は単価が安いため国や企業に働きかけをしてほしい。
3	1	障害者を理由に小売単価を上げたり押売りすることなく、商品価値を高めて工賃向上を目指しているが、支援員の作業割合が非常に多く、かなりの負担となっている。
1	1	製品販売の場所の拡張。受注作業の単価アップ。まだまだ、当初の作業所のような名残がある。就労という名に見合うような、お仕事の提供をしていただける企業が増えていくことを望みます。

Т	L	自由回答
1	6	大手企業が安い単価の下請作業を出しすぎではないかと思います。私は零細企業も経営しておりますが、大手企業の単価は安すぎるのと、納期が短いものあり、それではスタッフが全部請け負ってやっていて、就労支援ではないような気がします。
1	6	単価の高い製品の受注。機械化などの導入。
1	1	低単価(福祉単価)から高単価作業への転換とグループ就労
4	1	当事業所は、まだまだ営業努力が必要と感じます。とは言え、現事業所での職員報酬では、菓子製造の専門的スキルを持ちえた職員の採用は困難です。専門性を発揮できるようにするためには、市場と競争できる国の人件単価の見直しが必要と考えます。
3	1	当事業所は、内職作業を主としていますが、単価の低さを常々感じます。単価アップの方法や、単価のよい内職作業の検索方法を教えていただきたいです。
3	1	福祉事業所としての障がい者支援と、工賃向上のための商売を、この単価で実行することの困難さを最近深く感じています。自立支援法がスタートした平成 18 年から 11 年過ぎ、改めてこのサービスは、企業との雇用契約が現状では難しい方が利用契約されるサービスだということを前提に、もう一度障がい者の就労を支援するサービス全般を時代の背景に合わせて見直す時期が来ていると思います。
3	2	利用者が増えれば、平均工賃が下がってしまう。また、就職者を出しても定員数が減るだけで、サービスを提供したうえでの単価があればよいと思われる。
2	2	利用者の能力に応じた作業だとやはり作業単価は安くなってしまうため、障害者の生活を単純に助ける助成だけじゃなく、B型事業所でがんばって作業をする障害者の方の工賃を上げることができるように、B型の利用者でもできるような商材で、単価の高い物をお仕事として助成してくれると障害者の方のやる気にも繋がるのではと思います。

(3) 取り組みや支援の方向

① 生産活動

「生産活動」という語を含む自由回答の意見をまとめると、職員には福祉の知識だけでなく、 生産活動を支えるための知識やスキルが必要であることへの指摘や、生産活動にかかる行政から の支援や企業等の理解促進を求める意見がみられる。

表 2-3-7 生産活動を含む主な自由回答

Т	L	自由回答
2	2	B型も生産活動・店舗運営等自立した働き方を考えるときが来ている
3	1	現行の制度ではB型事業に関する規制があり、事業に対する初期投資や銀行からの借り入れ等が困難であり、一般企業と勝負するには始めから規模が小さい。また、相談事業や通院同行等、生産活動に集中出来る環境は現場には無い。
1	6	工賃の向上によって、利用者に意欲がでるように、生産活動による収入の向上安定化をもっと考えたい。 就労継続支援事業者が受注できる自治体の事業があるとありがたい。
3	3	工賃向上の取り組みはあったほうが良いが、工賃は日々の営みの結果である。毎日継続的に仕事があり仲間、職員(支援者)がいて、社会とのかかわりがあることが何よりも大切だと考えております。福祉専門職としての対人援助と生産活動の継続発展という2つの面を備え持つ就労B型は高い専門性が求められる事業だと思います。
1	1	生産活動の拡充を図ることが工賃引き上げに直結するため、企業からの内職系の受託作業や公共機関からの作業依頼などの供給増加が望ましい。一般企業への就職が困難であるB型利用者さんにとって幅広い作業・生産活動は自立への訓練に結びつくものであることからも、地域社会の理解と協力は欠かせない。私たちの主体的アプローチもまだまだ不足しているため今後はさらに企業等へ啓蒙していく必要があると考える。
3	3	就労支援事業における生産活動を持続可能なものにするためには「提供する価値の創造」「販路の開拓」など、ビジネスの視点が重要だと考えています。そういう意味では福祉業界以外の業種との連携(コラボ)は有効だと思えますし、今後、B型事業所の職員は福祉以外のスキルも要求されると考えています。
1	1	精神障害者は体調の安定と生産活動の両立が難しいので、工賃向上に結び付けるのも簡単ではありません。そこをもっと理解していただきたいと思います。
2	6	具体的には難しいが、最終的には生産活動等が社会貢献になり、工賃の向上にもつながると思う。
1	1	福祉事業を国が民間へ丸投げするには限界を感じる。広域圏ごとに、公設民営型福祉就労事業所と就労 (仕事)を、自治体が責任をもって設置し、特色ある地域との共生(障害のある方と社会)を目指し、障害のある方が生産活動により自立した生活が営めるよう、体制の構築をしていただきたい。
3	3	目標工賃達成加算による評価基準自体が厳しいと感じます。 高工賃を実現している事業所を評価するのはいいが、職員による生産活動の割合が大きくなっている気がします。

② 設備投資

「設備投資」という語を含む自由回答の意見をまとめると、高い収益の実現には設備投資が重要であることを認識している事業者は多いものの、資金確保が難しく、設備投資のための助成や補助を求める意見がみられる。

表 2-3-8 設備投資を含む主な自由回答

Т	L	自由回答
1	1	事業所でずっと働きたいと思う利用者にとって、工賃の向上は必要である。 独自の製品を開発し、市場に販売できるだけのものを作るための設備投資や機器購入に対する助成等が何より求められると思うが、企業の助成金獲得の手続きが煩雑で、素人の手に負える内容ではない場合が多い。事業所支援の公的補助を望む。
1	4	B型を出来ること、やりたいことを明確化し3部門に分かれて活動しています。 その中の介護事業部 は時給平均で640円まで上がってきており、設備投資がある程度めどが付いた時点で最賃に到達すると 考えています。各職員の責任感が強く芽生えればどの事業所でも高い工賃を出すことは可能だと考えま す。また、その際には民間企業出身の職員を確保することが良い結果をもたらすと考えています。

3 2 4	営業力やヒット商品が作れるような職員教育や設備投資に補助金等を利用させて頂ければ幸いである。 B型事業所の特徴として収入に対する人件費の割合と施設維持管理費に対する割合が高く、工賃向上への設備投資や設備の維持、そして工賃向上へのノウハウ等に充てることが難しい現状にあることも工賃向上に繋がらないひとつだと思います。
	の設備投資や設備の維持、そして工賃向上へのノウハウ等に充てることが難しい現状にあることも工賃 向上に繋がらないひとつだと思います。
4	
	生産活動の売上は生産性と密接に関連する事から、重度のしょうがいがある方達のはたらく支援を行なうにあたっては、生産性の確保のための設備投資その他の方策が必要と考えられますので、事業者ごとの利用者像に合った制度設計となることを望みます。
2	B型でも事業収入を増やして工賃向上に繋げるために必要な、設備投資や販路拡大、売り方見せ方(ブランディング等)にかかる費用を助成金や補助金で国や地方もしくは財団等で援助支援して欲しい(お金だけでなく、売り方や利益の出る事業の作り方など)。
1	現在の訓練等給付では、職員の賃金がやっとという状況。大法人ではいろいろな事業を実施していることで余力もあり設備投資も可能かと思うが、小さなNPO法人では、そこらがなかなか難しい。これまで、いろいろな助成金をいただいて、やってきたが、工賃の向上が図れるほどの設備の導入等難しい面がある。がんばって余剰を出しても、NPO法人の場合、法人税がかかるためお金をためて設備や土地の取得などに使うということになりにくく、いつまでたっても仕事の設備が作れない状況が続く。
4	工賃向上のために必要な設備投資への補助等
2	多くの支援を必要とする方々を支え続けるためには大量生産販売の仕組みがB型事業にも必要です。そのノウハウ、設備投資への手厚い補助が必要と考えます。
3	工賃向上施策に対し、設備投資の資金確保がし易い助成金制度があると良い。
4	高い収益を上げるためには、それなりの設備投資が必要である
4	設備投資が十分なところや市町、企業との連携があるところは、工賃を高く支払うことができていると 感じます。B型事業として生活面を支える役割も大切だと思います。
2	設備投資できる資金があれば、もう少し工賃が向上可能なので助成金が獲得可能だと助かる。
	当法人でもB型事業所における利用者の働きがいの保証と工賃向上を目指し重点的に取り組んでいる。 年々、職域の拡大や工賃向上が実現しているが、まだまだ試行錯誤が必要だと考えている。そのような なかでの課題としては、新たな作業種の導入にあたっての設備投資や仕事に関する専門性を持った人材 の確保である。気持ちや構想があっても、私たちを含めこの点で踏み切れない法人も多いかと思う。 当法人の事業はお陰様で年々売上も右肩上がりが続き、他の法人と比べてもそこそこの規模ではないか
	と思います。しかしながら販売店舗や製造部門の拡大を図りたいが、初期投資(設備・備品費)が大きいために思うようには進まない。銀行等融資を打診し今のところ計画通りには進めているものの、NPO法人なので銀行等の信頼はまだまだ無いと思われる。融資が下りるには数か月の審査が掛かるために賃貸物件の場合当てにしていた物件を他に取られてしまうことも多々ある。また福祉事業として建築消防基準が厳しいために建築工事費が高価となります。いろいろなことが重なるためになかなか計画通りに進めることが出来ないのが現状です。
2	農福連携事業に取組んでますが、設備投資の負担が大きい上収益を生むまでには時間が掛かります。毎年大きな赤字を計上しており、理事会や評議員会でいつまで理解を得られるか不透明です。天候に左右され、ノウハウの蓄積にも時間を要し、年単位での活動になる農業に対する支援制度の拡充を望みます。
3	B型事業所は、働きたいのに、様々な理由や障害のため働けず、それでもなんとかがんばりたいという利用者の支援を行う事業所だと考えています。しかし作業能力は一般就労者に比べて高くないので、生産量を確保したり、品質保証が難しいのが現実です。多くの事業所が安い内職程度の仕事をしています。当然売上額は低迷し、工賃向上は困難を極めます。モチベーションが上がるはずがありません。職員配置については、生産効率を高めたり、品質向上をしたり、高価格で買ってくれる販売先を営業する配置にはなっていません。福祉関係の支援員だけ。障害者が作ったものだからといって消費者は高くは買ってくれません。B型事業所賃で向上を目指すなら、現状制度の枠でB型事業所を叱咤激励するだけでなく、競争力のある商品開発、販売営業力と設備投資のための施策、支援員と職業指導員の配置だけでなく営業マンや商品開発、ネットで情報発信ができる職員の配置導入施策も行うべきです。福祉的な施策だけでは問題は解決しません。多くの行政機関の連携で問題解決を図っていただきたい。利用者数と平均工賃は、利用者の人数が1人でも増えれば、平均工賃が減るという反比例な関係にある。そのような中で各事業所が行う授産収入というのは、多額の設備投資などで生産活動を大きく改革しない限り毎年あまり変わりがない。また、利用者数が安定している事業所と変動がある事業所との違いや利用者の多い少ないの違いが平均工賃には表れない部分がある。工賃を向上させ続けていくには、生産活動が順調ではない時などに投資できる資金が必要であり、利用者が少ない事業所にとっては難問題で
	4 2 3 4 4 2 2

③ 商品開発・自主製品

「商品開発」や「自主製品」という語を含む自由回答の意見をまとめると、商品開発、販路の 開拓や拡大のための営業等などをを可能とする職員のノウハウや知識など不足、さらには人材そ のものの不足が課題となっており、コンサルタントによる指導、企業とのタイアップや連携など を望む意見がみられる。

表 2-3-9 商品開発・自主製品を含む主な自由回答

T L 自由回答			
1	3	企業と事業所とのマッチングを行い、企業は商品開発や販売の手伝いを行い、最低賃金の工賃まで持って行ければ障がい者を雇用したことと同じになる。そういった企業のCSR事業が障がい者雇用のカウントになる仕組みがあっても良いのではないか。	
3	3	ノーワークノーペイの原則のもと賃金は決定されるべきであり、その中で仕事の質にどのような付加価値をつけていくかにより工賃をあげていく必要があると考えます。競争原理の市場の中で障害というカテゴリーづけによる付加ではなく、純粋に一般的な付加をつけていくために差別化した商品開発(ユニークな)が必要と感じています。	
		工賃2万円までなら清掃委託や内職などをうまく組み合わせれば達成すると思う。これより先の工賃アップを目指すなら商品開発が必要になってくる。商品開発を行うにおいてコンサルを受けたり、開発費をねん出するのに現在の制度では苦戦する。福祉分野の職員とは違う職員を採用しなければならないところもあり、福祉+他業界のプロを融合するのに頭を抱えている。しかし、やらなければ工賃4万円を目指すことは到底不可能なのでそれらをなんとか目指すためにも既存の概念を捨て、商品開発やサービス事業などを展開し、一般消費者からお金を取り込む仕組みづくりとシステムを作らなければならないと思う。	
1	2	工賃向上は必要ですが、商品開発力や営業力がないため、なかなか工賃向上が出来ていません。	
1	6	行政からのサポートがほぼない。販促、商品開発等に関して、ある程度予算化して頂いた上で、支援が あると良い。	
1	5	一般の商品と競争できる商品開発と販売のノウハウ	
1	1	事業所独自の取り組みには限度がある。(財源、人材、設備)企業とのタイアップが可能な環境整備や、 共同で商品開発できる環境整備が必要では。	
3	6	障がい者年金の上乗せ的なベーシックインカム制度は、かなり重度の方に当て、身辺自立の出来る人の施設では、ある程度の規模と商品開発を支援し、年金と工賃で生活出来るまで工賃を上げる努力が必要と考えます。	
3	2	設備等の助成金の拡大をお願いします。特に私たちの町は離島であり高齢化率も40%を越え、そのなかで工賃アップを目指していますが、消費が落ち込み新しい事業開発や新商品開発をして工賃アップに繋げたいので、助成金の大幅な増をお願いします。	
1	1	自主製品の開発にプロの指導をいただきたい。	
1	2	平均工賃を少しでもアップして行くことが当事業所の課題です。しかし、何から始めてよいものなのかがわからずに模索しているところです。地域柄や社会のニーズに合った商品開発や利用者の障害特性に見合った取り組みをしていけたらと検討しているところです。	
3	3	福祉をならってきた人々が、ある程度の工賃を支払うために、障害者へ仕事を提供したり、商品開発することは非常に困難である。 国や市町村が、障害があってもできる仕事、ネットでの仕事の紹介やあっせん、開発などを行う支援が必要ではないか。	
		10:1の職員配置で、支援員が作業支援や生活支援を行いながら、新商品の開発、営業、商品の納品、企業・店・他事業所との連携などを行っているが、新商品の開発など専門職でないので時間がかかり上手くいっていない。	
3	2	B型で行う作業の確保が難しい。また自主製品の開発や営業も利用者の支援と並行して行うのが難しく、根本的に工賃をあげていくことが困難である。障害年金をもらい、B型の工賃を得ることで自立につながる利用者もいるため工賃の向上は必要なことだと思います。	
1	3	東京都の取り組みとして自主製品の販売先 KURUMIRU がつくられたが、もっと多くの店舗で自主製品が販売できるようになると少しは工賃アップにつながると考えている。	
1	3	手作りパンの自主製品で収入を多くするようにしている。 下請作業の多くは単価が低く作業収入アップが大変です。	

Т	L	自由回答		
3	2	工賃向上計画を作成して取り組んでいるが、なかなか上がらない。自主製品の菓子を卸す時に見積書を 提出しても金額が高いと取り引きを渋られたり、受託作業の仕事も加工賃を企業さんに上げてもらえ ず、苦慮している。内職加工賃の最低基準なども引き上げてもらいたい。また、職員の営業力も強化で きるような研修をしていかないと企業との取り引きも難しい。		
国や県の方針では工賃向上をうたっているが、実際現場においては、生産性のない人・年々知的障害の人など、工賃に興味もない人などがいる中で、周りの私たちは人として自立をで工賃UPをさせてやりたいと思いますが、考え方においてギャップがありすぎる。自主製品注ぎ、何とかUPをと思いますが、販路拡大とかなすべきことは多い。				
1	1 3 設備に投資するための財源の確保と商品開発のアドバイザー、コンサルタントの利用が必要			
1	2	受注先の開拓等に力を入れているが、受注単価が1円または、1円未満のものもあり、工賃向上になかなか繋がらない。自主製品については、ほかの事業所とかぶらず、利用者みんなができるものというと難しい。		
3	3	工賃の向上については、他事業所では素晴らしい事業を行っている情報を耳にするが、私共の事業所においては、法人内で職員の異動が毎年あり、自主製品の開発が難しく請負作業が中心とならざるを得ない。工賃向上を目指せば目指すほど職員の負担が大きくなってしまうことも課題である。		
3	2	当作業所の主要自主製品はパン・クッキー・びわ葉茶であるが、この地域では販売増が見込めず、今後の展開が不安です。製品の改良や新製品開発も人的資源や設備導入に限界があり困難を極めています。 通所されている利用者さんの励みになればと思い、努力しています。		

第3章 調査のまとめと今後の課題

1. 調査のまとめ

単純集計、クロス集計、自由回答集計の各結果を総括すると、次のとおりである。

(1) 単純集計結果

①B型事業所の実態

・利用者の平均就労時間は22時間、利用者平均工賃は14,847円。軽作業、農作業、野外清掃、 菓子製造などの生産活動が多い。

②工賃

・40%の事業所では現状の支払い工賃をあまり十分でないと考え、工賃向上が必要だと思う事業 所は89%に達する。また、66%の事業所は、平均工賃3,000円の最低基準を低いと考えてい る。

③支援費

- ・支援費を「日々の生きがい・満足感の提供」の対価と考える事業所が 32%、支援費の使途では「施設維持費」が 35%でもっとも多い。
- ・全収入に占める支援費の平均割合は71%、事業費は22%であった。
- ・支援費を財源とした効果的な施策では、ベーシックインカム制度 10%、所得補填 30%、現行 B型事業の継続 61%であった。

(2) クロス集計結果

①賃金階層別クロス集計

現状の支払い工賃について十分だと思う事業所は、工賃階層が上がるにつれて増加し、支援費を「日中の居場所の提供」や「日々の生きがい・満足感」の対価と考える事業所は、階層が上がるにつれて割合が減少している。

②事業類型別クロス集計

A型事業を実施している事業所は、他類型に比べて現状の支払い工賃を十分だと思う傾向があるなど、A型自事業をしている事業所としていない事業所とは回答がやや異なる傾向がみられる結果となった。

③効果的な施策別クロス集計

現状の支払い工賃について十分だと思う事業所は、現行のB型事業を選んだ事業所が他に比べて多い結果となった。

(3) 自由回答

本調査の自由回答に対して、1,140 事業所が様々な貴重な意見を回答している。これらの自由回答より頻出語を抽出し、サンプリングによる意見等の検討を行った。

- ◇居場所、生活介護、生活保護、高齢化、単価などの頻出語からは、B型事業所における就労支援と生活支援サービスの混在し、そのことが工賃向上を難しくする要因の1つであることがうかがわれる。
- ◇生産活動、設備投資、商品開発、自主製品などの頻出語からは、賃金向上に向けて単価の低い 内職や下請からの脱却を図ろうとする事業所が、資金面、人材面、ノウハウ・知識面などの不 足から、なかなか工賃向上に結びつかない現状がうかがわれる。

2. 今後の課題

本調査結果よりB型事業所や就労支援事業について、利用者平均工賃階層別の課題を概観すると、平均工賃が 1.5 万未満の事業所では生活保護者や生活介護サービス利用者の就労意識の向上など就労活動の基盤づくり、1.5~3.0 万未満の事業所では工賃の向上に向けた商品・サービスの質の向上や安定化さらには発注企業への啓発活動などによる内職や下請作業の単価の向上、3.0 万以上の階層では一般市場における事業所の自立が課題となっている。

平均工賃	1.5 万未満	1.5~3.0 万未満	3.0 万以上
事業所数	2,217 事業所	1,236 事業所	259 事業所
事業所の課題	◇生活介護の混在による就労 ニーズの違い◇生活保護受給者による収入 調整◇高齢化や重度化による能力 低下、居場所ニーズの増大	◇労働の質の向上◇労働の安定性◇一般企業の啓発◇量産性、商品生産の効率性	◇営業力、商品開発力の向上 ◇商品サービスの対価性の向 上
就労支援 事業にお ける課題	◇利用者の就労に対するモチベーションの維持・向上◇社会への参加、社会的な自立の促進、納税教育◇内職や下請単価の向上	◇利用者の持続的な就労への 参加(特に精神障害者)◇経済的な自立の促進	◇設備投資 ◇商品開発 ◇一般企業とのコラボレーションや連携の促進
就労支援 事業の作 業内容	繊維製品製造、皮革製品製造、 木工製品製造、紙製品製造、部 品・機械組立、その他の製造業、 封入・仕分・発送、検査・検品、 梱包・箱詰、DM 投函、その他 の軽作業	農作業、パン製造、菓子製造、 弁当・配食・惣菜、その他の食 品製造、リサイクル事業、屋内 清掃、屋外清掃、その他	印刷、クリーニング、リネン、 仕入物販、喫茶店・レストラン、 情報処理・IT 関連、テープ起こ し、出版、その他のサービス業
要望内容	◇内職や下請等における最低 単価の設定 ◇行政による発注作業の増加	◇価格交渉、営業力の強化 ◇設備投資への助成・補助 ◇商品開発等のコンサルティ ング支援	◇設備投資への助成・補助 ◇商品開発等のコンサルティ ング支援

また、今後は、本調査のデータを用いたクロス集計や自由回答のさらなる分析を推進し、B型事業所のセグメント化をさらに詳細に行い、各セグメントに応じた対策などを検討していくことが望まれる。

<今後の課題>

- ① 自由回答の分析によるB型事業所の実態や課題の把握
- ② クロス集計等の実施による統計データによる自由回答記述の裏付け作業
- ③ ①や②の調査分析によるB型事業所のセグメント化
- ④ セグメントごとの対応策の検討

就労継続支援B型事業所へのアンケート調査

注)本調査票とWeb調査票は、Web化の都合上、表現や様式が異なる箇所があります。

			注) 平祠	武宗とWeb	调笡祟は、W e	D化の都合上、	衣児や惊凡か	, 英化の固川 //
	礎項目							
	都道府県名							
2	B型定員数		<u> </u>					
3	B型の実際	の利用人数	名	<回答時点	>			
4	B型以外に	実施している	るサービス					
	1. あり	→ 1. 就労	継続支援A型	型事業 2	. 移行支援	3. 生活介護	4. その	也()
	2. B型 σ)み						
5			削割合(%)					
Ī	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当	その他
[= 44 0.1 1 %	/手を除虫の	18 A I = I +	7 10 7 10 10 1			\
6	利用者の陣 身体	吉種別人剱 知的	(里復障告の 精神	場合には、難病	それぞれにな	ョウントのこる ヿ	と)く凹合時	F点 <i>></i>
	71 H	WH.	4611	米此 // 1	C 47 [E			
o 重	業所の概要	シェクハナ			1			
∠. ず (1)		こういく) ウ内容(複数	回答可)					
(-,	:	•••••	•••••		4. 弁当・配負	 ま・惣菜 5	 その他の食	品製造
	6. 繊維製	品製造 7	. 皮革製品製	造 8.	木工製品製造	5 9. 紙製	品製造	
	10. 部品・	機械組立	11. その他の	り製造業	12. 印刷	13. リサイクノ	レ事業 14. 月	屋内清掃
	15. 屋外清	f掃 16.ク	リーニング	17. リネン	/ 18. 封入・	仕分・発送	19. 検査・	検品
	20. 梱包・	箱詰 21.D	M 投函 22.	その他の軽	作業 23. 仕	:入物販 24.1	喫茶店・レス	ストラン
	25. 情報处	L理・IT 関連	26. テー	ープ起こし	27. 出版	28. その他の)サービス業	
	29. その他	1 ()
(2)	平均就労時	計間	時間	(/週)				:
(3)	利用者平均	3工賃	円	(/月)				
(4)	工賃の計算	 [方法						
			 就学時間	2 1 時間	 当り 丁賃 × 討	 注	 与.	
		を頭数で分	, -, - · · ·		コッエ質 ベッ を能力等で分		,	
	5. 金額固		H -	6. 金額固		, 42		
	7. その他				_ / \)
(5)	制度や助成	え 金の現在ま	での利用状況	 兄				
	1.あり -	→ <民間の	つ助成金・日		祉医療機構	ヤマト福祉見	 状雨. 他()>
					>・<その他) >
(6)		うち最も多い						
ν-/				 ろ送迎	3 事業所に	 こよる送迎	4 白転車	ſ
					り 、 デ 木 // ((- o o 心だ	1. 口 松牛	•
	5.日馴里	(个人が連盟	云) 6. そ	マン1世 ()

L賃について	
現状の支払い工賃についてどのように思いますか?該当する選択肢を1つ選んで	ごください
1.十分	
2. まあ十分 補間①をお答えください	
3. あまり十分でない フ 44円のよいなこんがない	
4. 十分でない 補間②をお答えください 4. 十分でない	
5. わからない	
・ 輔問①(十分・まあ十分を回答の方)今後の工賃への意向について、該当する選択R	 技を1つ译
ください。	<i>x</i>
1. さらに上げるつもりである 2. 現状維持に努めている 3. その他 (
- :	 該当す <i>2</i>
版を1つ選んでください。	
1. 上げるための具体的取組みをしている →理由をお聞かせください2. 上げる必要は認識しているが、具体的取組みには至っていない	
2. 上りる必要は認識しているが、具体的取組みには至っていない 3. これ以上上げられないと思う →理由をお聞かせください	
3. こ40以上10 ら40ないとぶり 一座田をお聞がせくたさい 4. その他()
)
→上記で1または3をご回答した場合には、その理由をご記入ください	
エルーチ 0 000 ロ しょこ 目 は サ ナ 	
平均工賃3,000円という最低基準をどのように思いますか?該当する選択肢を1.	つ選んでく
,\ _o	つ選んでく
	つ選んでく
, \ ₀	つ選んでく
い。 1. 低い 2. 高い 3. どちらでもない	つ選んでく
い。 1. 低い 2. 高い 3. どちらでもない 工賃向上は必要だと思いますか?該当する選択肢を1つ選んでください。	つ選んでく
 い。 1.低い 2.高い 3.どちらでもない 工賃向上は必要だと思いますか?該当する選択肢を1つ選んでください。 1.思う → 補問①を回答 	つ選んでく
 い。 1.低い 2.高い 3.どちらでもない 工賃向上は必要だと思いますか?該当する選択肢を1つ選んでください。 1.思う → 補間①を回答 2.思わない → 補間②を回答 3.どちらでもない 	
 い。 1. 低い 2. 高い 3. どちらでもない 工賃向上は必要だと思いますか?該当する選択肢を1つ選んでください。 1. 思う → 補間①を回答 2. 思わない → 補間②を回答 3. どちらでもない 	
 ハ。 1.低い 2.高い 3.どちらでもない 工賃向上は必要だと思いますか?該当する選択肢を1つ選んでください。 1.思う → 補間①を回答 2.思わない → 補間②を回答 3.どちらでもない 輔間①-1(思うを回答の方)工賃向上が必要だと思う理由を、最も該当する選択肢ださい。 	
 ハ。 1.低い 2.高い 3.どちらでもない 工賃向上は必要だと思いますか?該当する選択肢を1つ選んでください。 1.思う → 補問①を回答 2.思わない → 補問②を回答 3.どちらでもない 浦問①-1(思うを回答の方)工賃向上が必要だと思う理由を、最も該当する選択肢ださい。 1.利用者(とその家族)の自立のため 	
 い。 1.低い 2.高い 3.どちらでもない 工賃向上は必要だと思いますか?該当する選択肢を1つ選んでください。 1.思う → 補間①を回答 2.思わない → 補間②を回答 3.どちらでもない 前間①-1(思うを回答の方)工賃向上が必要だと思う理由を、最も該当する選択肢ださい。 1.利用者(とその家族)の自立のため 2.利用者からの要望に応えるため 	
 ハ。 1.低い 2.高い 3.どちらでもない 工賃向上は必要だと思いますか?該当する選択肢を1つ選んでください。 1.思う → 補問①を回答 2.思わない → 補問②を回答 3.どちらでもない 浦問①-1(思うを回答の方)工賃向上が必要だと思う理由を、最も該当する選択肢ださい。 1.利用者(とその家族)の自立のため 	

(7) 平成 28 年度のA型への移行人数 _____名

補間①-2(思うを回答の方)工賃向上にはどのような取り組みが必要だと思われますか?該当する 選択肢を2つまで選んでください。

1.利用者の意欲向上	2. 営業力の強化	3. 企業との連携	
4. 公共施設への働きかけ	5. 市場に通用する商品や	やサービスの提供	
6. 職員のスキル向上	7. わからない		
8. その他()

補問②(思わないを回答の方)工賃向上が必要だと思わない理由として、最も該当する選択肢を1つ選んでください。

- 1. 利用者の障害が重度だから
- 2. 利用者がそれを望まないから
- 3. 日中の居場所の提供という役割があれば十分だから
- 4. 仕事の場、働く喜びと工賃は関係ないから
- 5. 工賃向上は本人の自立度には影響がないから
- 6. その他(

(4) 日本財団の助成を受けたことがありますか?また、それは工賃向上に寄与しましたか?該当する事業種ごとに助成の有無と寄与の有無をお答えください。

事業種	助成	の有無	工賃向	上への寄与
1. 施設整備・改修事業	1. あり	2. なし	1. あり	2. なし
2. 機器整備	1. あり	2. なし	1. あり	2. なし
3. 車両整備	1. あり	2. なし	1. あり	2. なし
4. ソフト事業 (事業企画)	1. あり	2. なし	1. あり	2. なし
5. ソフト事業 (販売促進)	1. あり	2. なし	1. あり	2. なし
6. その他	1. あり	2. なし	1. あり	2. なし

4. 支援費について

(1) 貴事業所が得ている支援費は、利用者に提供するどのような価値への対価だと思われますか。次の選択肢より3つ選び、対価に占める割合が大きいと思う順に1位から3位まで順位をつけてご回答ください。

- 1. 日中の居場所の提供
- 2. 日々の生きがい・満足感の提供
- 3. 標準的な仕事の提供
- 4. 標準的な仕事ができるようになるための支援・指導
- 5. 標準より高い工賃が稼げる仕事の提供
- 6. 標準より高い工賃が稼げる仕事ができるようになるための支援・指導
- 7. 仕事を続けていくことができる支援

順位	回答
1位	
2位	
3位	

1. 設備投資費	2. 開発費	3. 営業費		順位	回答			
4. 施設維持費	5. 職員研修費	骨 6. その他		1位				
				2位				
				3位				
法人会計の(事 比率についてお		ス入)全体に	占める支	援費収入の	 割合と就労	支援事業収入の割		
): ②就労支援	事業収入	1	%	: 2	<u>%</u>		
田仁のD刑声業	1- 亜十7七ゼま	\$ 大 8 大 1 元 1 元	T∃O±	本代記打る	七刀仏幻っ	が着る さん フレー		
現行のB型事業あなたはどの制度						が導入されるとし ください。		
1. ベーシックイ	ンカム制度(値	かなくても	、生活で	·····································	お金を一律	受け取れる制度)		
→補問①を								
					生じる最低	賃金との差を所得		
	用者に直接支払							
3. 現行のB型事	業の制度のまま	ミがいい 	→補問③)を回答				
補問① ベーシ	ックインカムを	と選んだ理由	として、	該当する選	択肢を1つ	選んでください。		
1. B型事業だ	けで十分な工賃	賃を支払える	だけの事	業を創出す	ることは難	しいから		
2. 生活の安定	が障害者に必要	見だから						
3. その方が社	会保障にかかる	6経費として	効率的た	から				
4. 無理に働く	必要はないと思	ほうから						
5. その他()		
補問② 最低賃金との差の補填を選んだ理由として、該当する選択肢を1つ選んでください。								
1. 一般企業で	働いた方が働き	がいがある	から					
2. 一般企業や	社会の障害者〜	への理解が進	むから					
3. B型事業で	は、十分な工賃	賃を支払うこ	とは困難	だから				
4. 生活が安定	した方が、障害	手者の働く意	欲につな	がるから				
5. その他()		
補問③ 現行の	B型事業を選ん	 ,だ理由とし	て、該当	する選択肢	を1つ選ん	,でください。		
1. 生活費の補		『者の生活は	よくなら	ないから				
	しても、疲弊す	. ,			らないから	,		
	で働く職員の履			1110120	3 00 17 3			
	を持ちつつも労			利用者の受	け皿がなく	なるため		
5. その他(,,)		
:								